

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2025年12月26日
【事業年度】	第26期(自 2024年10月1日至 2025年9月30日)
【会社名】	リネットジャパングループ株式会社
【英訳名】	RenetJapanGroup, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 黒田 武志
【本店の所在の場所】	愛知県大府市桜山町三丁目33番地
【電話番号】	0562-45-2922
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理本部長 大谷 栄一
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中村区平池町四丁目60番12号 グローバルゲート26階
【電話番号】	052-589-2292
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理本部長 大谷 栄一
【縦覧に供する場所】	リネットジャパングループ株式会社 名古屋本社 (名古屋市中村区平池町四丁目60番12号 グローバルゲート26階)
	リネットジャパングループ株式会社 東京支社 (東京都港区六本木三丁目1番1号 六本木ティーキューブ15階)
	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)
	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第22期	第23期	第24期	第25期	第26期
決算年月	2021年9月	2022年9月	2023年9月	2024年9月	2025年9月
営業収益 (千円)	7,750,158	8,587,744	11,055,629	11,676,964	10,412,149
経常利益又は経常損失() (千円)	501,241	842,027	128,584	1,184,562	496,543
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失() (千円)	200,398	500,846	352,280	1,882,722	497,425
包括利益 (千円)	178,297	395,550	319,161	2,241,412	1,135,230
純資産額 (千円)	1,783,540	2,217,021	2,047,893	332,486	1,093,506
総資産額 (千円)	8,458,216	9,624,492	14,785,200	8,449,837	7,042,694
1株当たり純資産額 (円)	144.57	179.43	159.51	17.55	67.22
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失() (円)	16.57	40.76	28.38	148.23	34.06
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	15.90	40.65	-	-	33.18
自己資本比率 (%)	20.9	22.9	13.6	3.0	13.9
自己資本利益率 (%)	12.3	25.2	-	-	80.4
株価収益率 (倍)	39.65	12.54	-	-	26.50
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	554,337	16,163	712,312	654,223	116,618
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	231,612	338,269	567,243	1,331,233	200,345
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,480,594	201,396	2,034,179	876,948	243,538
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,766,702	1,388,722	2,121,240	649,708	306,422
従業員数 (ほか、平均臨時雇用人員) (名)	575 〔209〕	604 〔216〕	811 〔332〕	369 〔375〕	254 〔347〕

- (注) 1. 第24期及び第25期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 第24期及び第25期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。
3. 第24期及び第25期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。
4. 従業員数は、就業人員であり、臨時従業員(パートタイマー及びアルバイトを含み、派遣社員を除く)の年間平均雇用人員(1日8時間換算)を〔 〕内に外数で記載しております。
5. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第23期の期首から適用しており、第23期以降の主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第22期	第23期	第24期	第25期	第26期
決算年月	2021年9月	2022年9月	2023年9月	2024年9月	2025年9月
売上高 (千円)	2,661,141	-	-	-	-
営業収益 (千円)	748,137	1,448,386	931,296	848,123	1,277,640
経常利益 (千円)	145,878	643,567	286,449	28,881	601,479
当期純利益又は当期純損失 (千円)	77,394	222,139	223,374	1,143,879	863,908
資本金 (千円)	1,636,608	1,643,648	1,718,666	1,249,973	1,250,535
発行済株式総数 (株)	12,249,600	12,293,600	12,562,000	14,602,600	14,604,600
純資産額 (千円)	928,620	1,156,558	1,086,997	469,818	1,362,051
総資産額 (千円)	4,512,440	3,759,910	4,252,838	3,896,325	5,134,474
1株当たり純資産額 (円)	74.96	93.45	85.91	29.83	90.93
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(千円)	6.40	18.08	17.99	78.33	59.16
潜在株式調整後1株当たり当期純利益(円)	6.13	18.03	-	-	57.63
自己資本比率(%)	20.3	30.6	25.4	11.2	25.8
自己資本利益率(%)	7.0	21.5	-	-	97.9
株価収益率(倍)	102.66	28.26	-	-	15.26
配当性向(%)	-	-	-	-	-
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕(名)	18 〔1〕	22 〔1〕	24 〔1〕	26 〔1〕	28 〔1〕
株主総利回り(%)	110.4	85.9	103.7	49.1	151.8
(比較指標:TOPIX)(%)	(124.9)	(112.9)	(142.9)	(162.8)	(193.0)
最高株価(円)	950	748	777	725	1,318
最低株価(円)	517	387	405	162	210

- (注) 1. 第24期及び第25期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 従業員数は、就業人員であり、臨時従業員（パートタイマー及びアルバイトを含み、派遣社員を除く）の年間平均雇用人員（1日8時間換算）を〔 〕内に外数で記載しております。
3. 第24期及び第25期の自己資本利益率及び株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
4. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所マザーズにおけるものであります。なお2022年4月4日以降の最高株価及び最低株価は東京証券取引所グロース市場におけるものであります。
5. 2021年4月1日付で当社100%子会社であるネットオフ株式会社との吸収分割契約に基づいて、リユース事業を承継し、これに伴い純粹持株会社となっております。また、同日以降、純粹持株会社の主たる事業として発生する収益を「営業収益」として表示しております。
6. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第23期の期首から適用しており、第23期以降の主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

年月	概要
2000年 7月	三重県四日市市にインターネットによる書籍の宅配販売・販売を目的とする株式会社リサイクルブックセンターを設立
2000年 8月	オンライン書店『e BOOK OFF』サイトをトヨタ自動車株式会社が運営するGAZOONモール内に開設
2000年12月	株式会社リサイクルブックセンターから株式会社イーブックオフに商号を変更 本社を名古屋市中村区に移転
2002年 3月	ブックオフコーポレーション株式会社との標章利用のライセンス契約締結(2012年3月契約終了)
2002年12月	商品買取・配送センター機能を岡山市中区から大府商品センター(愛知県大府市)へ移転(現 第1商品センター)
2005年 7月	『e BOOK OFF』サイトをGAZOONモール内システムから自社システムに移管
2005年10月	株式会社イーブックオフからネットオフ株式会社に商号を変更
2006年 9月	本社を愛知県大府市に移転 新刊本(書籍・コミック)の取扱い開始
2009年 9月	第2商品センター(愛知県大府市)を開設
2013年 3月	小型家電リサイクル回収を目的として、リネットジャパン株式会社(現連結子会社)設立 ヤフー株式会社と買取事業に関する業務提携
2014年 1月	リネットジャパン株式会社が使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(以下「小型家電リサイクル法」)に基づく全国エリアを対象とする認定事業者(第24号)を取得
2014年 7月	リネットジャパン株式会社が小型家電リサイクル法に基づくPCなどの小型家電の宅配回収を愛知県にて開始
2014年 9月	リネットジャパン株式会社を株式交換により完全子会社化
2014年10月	ネットオフ株式会社からリネットジャパングループ株式会社に商号を変更 政令市初「リネットジャパン」が、京都市と協定を締結
2016年 2月	全国初「リネットジャパン」が、東京都と協定を締結、事業所からの使用済小型家電の宅配便回収を開始
2016年12月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2017年12月	本社を名古屋市中村区に移転
2018年 2月	カンボジアにおける人材の送り出し事業を目的として、RENET (CAMBODIA) HR CO., LTD. (現連結子会社)設立
2018年 9月	カンボジア国内のソーシャル・マイクロファイナンス機関であるCHAMROEUN MICROFINANCE PLC.の株式を取得
2019年10月	カンボジアにおけるリース事業を目的として、MOBILITY FINANCE (CAMBODIA) PLC. (現連結子会社)の株式を取得
2019年10月	カンボジアにおけるマイクロ保険事業を目的として、PREVOIR (KAMPUCHEA) MICRO LIFE INSURANCE PLC.の株式を取得
2020年 1月	リネットジャパン株式会社からリネットジャパンリサイクル株式会社に商号を変更
2020年 8月	グループホーム事業を目的として、リネットジャパンソーシャルケア株式会社(現連結子会社)設立
2021年 4月	リユース事業の承継を目的として、ネットオフ株式会社(現連結子会社)を設立
2021年 6月	デジタルバンкиングサービスの事業化に向けた調査を目的として、RENET SORAMITSU FINANCIAL TECHNOLOGIES CO., LTD.を設立
2022年 4月	東京証券取引所の市場区分見直しにより、東京証券取引所マザーズからグロース市場に移行
2022年 7月	人材の受け入れ事業を目的として、リネットジャパングローバルスタッフ株式会社(現連結子会社)設立
2023年 4月	障がい福祉事業を展開する株式会社アニスピホールディングス(現SCJ株式会社)の株式を取得し完全子会社化
2024年 1月	グループ全体の不動産管理を目的として、リネットジャパングローバルスタッフ株式会社からリネットジャパンソーシャルプロパティーズ株式会社に商号を変更
2024年 8月	CHAMROEUN MICROFINANCE PLC.の全株式を譲渡
2024年 9月	RENET SORAMITSU FINANCIAL TECHNOLOGIES CO., LTD.を清算
2024年10月	ソーシャルケア事業の中間持株会社を目的としてRJソーシャルケアグループ株式会社(現連結子会社)、グループホーム事業を目的としてRJソーシャルケア東京株式会社(現連結子会社)を設立
2024年11月	株式会社アニスピホールディングス(現SCJ株式会社)のフランチャイズ本部事業を譲渡
2024年11月	RENET JAPAN INTERNATIONAL PTE.LTD.ならびにその子会社であるPREVOIR (KAMPUCHEA) MICRO LIFE INSURANCE PLC.の全株式を譲渡

年月	概要
2024年12月	RENET JAPAN (CAMBODIA) CO., LTD.の全株式を譲渡

3 【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（リネットジャパングループ株式会社）、連結子会社10社より構成されております。

当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりであります。

なお、次の2部門は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

また、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

(1) リユース・リサイクル事業

当事業は、循環型社会の形成に向けた事業展開を行なうためリユース事業及び小型家電リサイクル事業に取り組んでおります。

リユース事業

当事業は、NETOFFブランドで自社サイトを開設し、インターネットを通じてユーザーから中古本・CD・DVD・ゲームソフト・ブランド品・貴金属・フィギュアなど多様な商品の買取申込を受け付け、対象商品を宅配便で集荷後、査定額を指定口座に支払う宅配買取と、自社で運営するインターネット中古書店等を通じてインターネット販売を行う、宅配便を活用した利便性の高い、かつ、インターネットに特化した非対面の宅配買取・販売サービスを顧客に提供するものであります。

取扱商品

中古本、CD、DVD、ゲームソフト等の「本&DVD買取コース」と、ブランド品、金・プラチナ、ジュエリーやフィギュア等の「ブランド&総合買取コース」を提供しております。

本&DVD買取コース	子会社ネットオフ(株)が仕入・販売しております。
ブランド&総合買取コース	子会社ネットオフ(株)が仕入・販売するほか、子会社ネットオフ・ソーシャル(株)が販売しております。

小型家電リサイクル事業

当事業は、ユーザーからのインターネット申込により、直接、不用となった使用済小型電子機器等を宅配便で回収するとともに、パソコンや携帯電話を廃棄する際に個人情報漏えいを懸念するユーザー向けのデータ消去サービス等オプションサービスも有償で提供し、回収した使用済小型電子機器等を再資源化事業者に売却又はリユース販売するインターネットプラットフォーム型のサービスを提供しております。

取扱商品

パソコン本体、パソコン周辺機器、携帯電話・通信機器、カメラ、ゲーム機、電子楽器、音響機器、映像機器、カーナビ・カーオーディオ、キッチン家電、生活家電等の使用済小型家電を提供しております。

使用済小型家電	子会社リネットジャパンリサイクル(株)が仕入・販売するほか、子会社ネットオフ(株)が仕入・販売しております。
---------	--

(2) ソーシャルケア事業

当事業は、知的・精神障がいのある方を対象とした障がい福祉施設の運営に加え、介護人材不足に対応する観点で福祉領域に特化した海外人材の送出しに取り組んでいます。

ソーシャルケア事業

当事業は、障がいのある方の社会的自立の支援として、就労機会の拡大と生活基盤の構築を目指しソーシャルケア事業（障がい福祉事業）の強化に取り組んでおります。当社のリユース・リサイクル事業においては、集中力が高いという知的障がいのある方の強み・特性を活かし、より多くの方が活躍出来る就労機会を目指し一般就労雇用推進や就労継続支援B型事業所運営など雇用促進を図るとともに、生活基盤の構築として障がいのある方へのグループホーム運営を行っております。

提供するサービス

障がいのある方向けに直営グループホームを提供し共同生活援助を通して自立支援を行っております。

グループホーム	子会社リネットジャパンソーシャルケア(株)及びRJソーシャルケア東京(株)が運営しております。
---------	---

海外HR事業

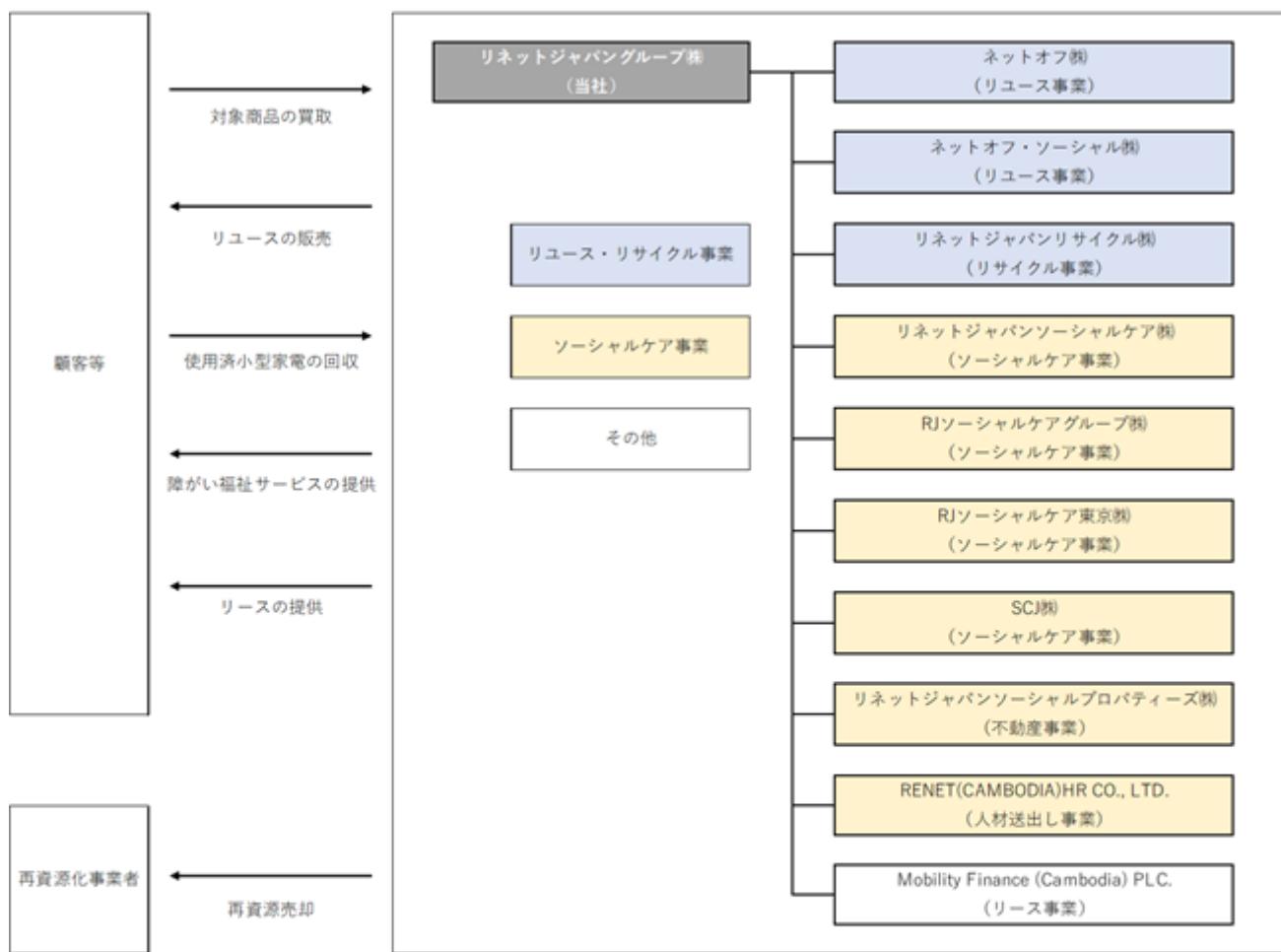
当事業は、日本の就業人口の減少に伴う求人需要と、日本での高度な技能習得や就労によるキャリアアップ機会により帰国後の母国の経済発展に資する人材育成に取り組んでいます。

海外人材の送出し	子会社RENET (CAMBODIA) HR CO.,LTD.が送り出しております。
----------	--

(3) その他

当事業は、カンボジアにおける「貧困層・弱者向け」の「生活基盤となる事業性」資金を供給しソーシャルインクルージョン（社会的包摶）として社会貢献する基本方針に沿いマイクロファイナンス事業を中心に事業を展開して参りましたが、既に海外金融事業からのエグジット方針を策定し、当該方針に従い海外金融事業からの撤退を進めております。

グループ全体の事業系統図は以下の通りです。



- (注) 1. 2024年10月1日付で「RJソーシャルケアグループ㈱」「RJソーシャルケア東京㈱」を設立しております。
2. 連結子会社である「㈱アニスピホールディングス」のフランチャイズ本部事業を2024年11月1日付で会社分割により譲渡し、2024年11月14日付で「SCJ㈱」への商号変更しております。
3. 連結子会社である「RENET JAPAN INTERNATIONAL PTE.LTD.」の全株式を2024年11月7日付で譲渡しております。本株式譲渡により、その子会社であるPREVOIR (KAMPUCHEA) MICRO LIFE INSURANCE PLC.を連結子会社から除外しております。
4. 連結子会社である「RENET JAPAN (CAMBODIA) CO.,LTD.」の全株式を2024年12月24日付で譲渡しております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有又は被所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) ネットオフ株式会社 (注)3、6	愛知県大府市	10,000 千円	リユース・リサイクル事業	100.0	役員の兼任 有 経営指導
リネットジャパン リサイクル株式会社 (注)3、6	愛知県大府市	95,000 千円	リユース・リサイクル事業	100.0	役員の兼任 有 経営指導
ネットオフ・ソーシャル 株式会社	愛知県大府市	1,000 千円	リユース・リサイクル事業	100.0	役員の兼任 有 経営指導
リネットジャパンソーサー シャルプロパティーズ 株式会社	東京都港区	30,000 千円	ソーシャルケア事 業	100.0	役員の兼任 有 経営指導
リネットジャパンソーサー シャルケア株式会社	愛知県大府市	30,000 千円	ソーシャルケア事 業	100.0	役員の兼任 有 経営指導
SCJ株式会社 (注)7	東京都葛飾区	25,000 千円	ソーシャルケア事 業	100.0	役員の兼任 有 経営指導
RJソーシャルケアグルー プ株式会社	東京都港区	10,000 千円	ソーシャルケア事 業	100.0	役員の兼任 有 経営指導
RJソーシャルケア東京株 式会社	東京都港区	10,000 千円	ソーシャルケア事 業	100.0	役員の兼任 有 経営指導
RENET (CAMBODIA) HR CO.,LTD. (注)4、5	カンボジア王国 プノンペン都	50 千米ドル	ソーシャルケア事 業	36.5 [49]	役員の兼任 有 経営指導
MOBILITY FINANCE (CAMBODIA) PLC. (注)3	カンボジア王国 プノンペン都	3,084 千米ドル	その他	100.0	役員の兼任 有 経営指導

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。
2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
3. 特定子会社に該当しております。
4. 議決権の所有又は被所有割合の[]内は、緊密な者又は同意している者の被所有割合で内数となっております。
5. 持分は100分の50以下ですが、実質的な支配を行っているため子会社としております。
6. ネットオフ株式会社及びリネットジャパンリサイクル株式会社について、営業収益（連結会社相互間の内部
売上高を除く。）の連結営業収益に占める割合が10%を超えております。
7. 株式会社アニスピホールディングスは、フランチャイズ本部に関する事業（アニスピホールディングスの完
全子会社でありました株式会社福祉アセットマネジメント及び株式会社福祉建設の事業を含む）を会社分割
により新設会社に承継し、2024年11月1日付で新設会社の全株式を売却しております。また、2024年11月14
日付で株式会社アニスピホールディングスをSCJ株式会社に商号変更しております。なお、同社は債務超過
会社で債務超過の額は、2025年9月末時点で626,229千円となっております。
8. 連結子会社でありましたRENET JAPAN INTERNATIONAL PTE.LTD.の発行済全株式を2024年11月7日付で譲渡し
ております。本株式譲渡によりPREVOIR (KAMPUCHEA) MICRO LIFE INSURANCE PLC.をRENET JAPAN
INTERNATIONAL PTE.LTD.が87.3%所有しているため、重要な子会社から除外いたしました。
9. 連結子会社でありましたRENET JAPAN (CAMBODIA) CO.,LTD.の発行済全株式を2024年12月24日付で譲渡して
おります。

主要な損益情報等

	ネットオフ株式会社	リネットジャパン リサイクル株式会社
売上高	6,880,671千円	2,694,254千円
経常利益	54,462	76,233
当期純利益	46,420	73,049
純資産額	596,123	361,917
総資産額	1,705,165	881,352

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
リユース・リサイクル事業	100 (253)
ソーシャルケア事業	124 (93)
報告セグメント計	224 (346)
その他	2 (0)
本社	28 (1)
合計	254 (347)

- (注) 1. 従業員数は、就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 臨時雇用者数は、パートタイマー及びアルバイトを含み、派遣社員を除いております。
3. 本社は、持株会社であるリネットジャパングループ株式会社の従業員であります。
4. ソーシャルケア事業は、連結子会社であります株式会社アニスピホールディングスのフランチャイズ本部事業を譲渡した影響により、前連結会計年度末と比較し従業員が大幅に減少しております。
5. その他は、連結子会社でありますRENET JAPAN (CAMBODIA) CO.,LTD. 及びPREVOIR (KAMPUCHEA) MICRO LIFE INSURANCE PLC.の全株式を売却した影響により、前連結会計年度末と比較し従業員が大幅に減少しております。

(2) 提出会社の状況

2025年9月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
28 (1)	40.5	3.1	6,013

- (注) 1. 従業員数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 臨時雇用者数は、パートタイマー及びアルバイトを含み、派遣社員を除いております。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係については円満な関係にあり特記すべき事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金差異

提出会社

当事業年度					
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注) 1. 2	男性労働者の育児休業取得率(%) (注) 3	労働者の男女の賃金の差異(%)			
		全労働者	正規雇用労働者	非正規雇用労働者	
10.0	100.0	47.3	55.2	83.4	

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。
2. 管理職とはグループリーダー以上の者としてあります。
3. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成3年労働省令第25号）第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

主要な連結子会社

名称	管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1.2	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)3	当事業年度		
			全労働者	正規雇用労働者	非正規雇用労働者
ネットオフ(株)	0.0	0.0	67.0	72.6	90.1
リネットジャパンリサイクル(株)	0.0	100.0	57.3	68.3	74.3
リネットジャパンソーシャルケア(株)	0.0	100.0	79.9	68.8	129.6
RJソーシャルケア東京(株)	40.0	-	84.0	74.3	94.6

(注)1.「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2.管理職とはグループリーダー以上の者としてあります。

3.「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処する課題等は以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、収益と社会性の両立を目指し「ビジネスを通じて”偉大な作品”を創る」を経営理念に掲げ、国内では「リユース・リサイクル事業」として、実店舗を有しないインターネット特化型の「リユース事業」と、インターネットと宅配便を活用した都市鉱山リサイクルの「小型家電リサイクル事業」、知的障がいのある方を対象に就労継続支援B型事業所とグループホームを運営する「ソーシャルケア事業」、これらの事業活動を通じて、今後も収益を稼ぐ本業のビジネスの中に、社会貢献を組み込んだ志の高い仕組みで、後世に永く受け継がれていくことが、すべてのステークホルダーが当社グループに期待する社会的役割であると考えております。

(2) 経営戦略等

当社グループでは、「ビジネスの力で社会課題を解決する」ことを目指し、小型家電リサイクル事業、ソーシャルケア事業など、社会性のある事業テーマに取り組んでおります。

小型家電リサイクル事業につきましては、民間の知恵と工夫で、自治体の税金を使わない形で回収サービスを実現し、都市鉱山リサイクルの拡大を目指しております。また、そのサービス工程において知的障がい者雇用（一般就労）を拡大するとともに、障がいを持った方との関わりの中で、障がい福祉の領域に参入し、就労継続支援B型事業所の開設と自立のための生活支援を目的としたソーシャルケア事業でグループホームを展開しています。小型家電リサイクル事業とソーシャルケア事業において、環境と福祉が互いに作用し合いグループ全体の事業相互シナジーを最大化させる「ESモデル（Environment / 環境、Society / 社会）」の展開を加速させてまいります。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループでは、企業規模の観点から成長途上の段階であると認識しており、事業活動の成果を示す営業収益、経常利益を重視しております。とりわけ、経営資源を有効活用し高付加価値の測定値である経常利益の向上を目指しております。

(4) 経営環境

当社グループの事業は大きく2つのセグメントに集約され、当社グループを取り巻く経営環境もセグメント毎に異なることから、以下にそれぞれの特徴を記述しております。

(リユース・リサイクル事業)

リユース事業では、マーケティング戦略を継続して強化することで認知度の更なる拡大を目指すとともに、循環型経済の進行、シェアリングエコノミーの拡大ニーズ等により、モノの再利用、所有から使用へと価値観のシフトが更に進行することに鑑み、従来の「リユースの促進」に加え、サブスクリプション型のサービスを拡大と、既存事業のリプレースとして書籍からゲーム、ホビー、家電、洋服など成長市場へシフトすることで顧客基盤の更なる拡大を図り、メンバーロイヤリティの向上による当社サービスへの顧客LTV(Life Time Value)を高めてまいります。

小型家電リサイクル事業では既に700以上の自治体、カバー地域人口では9千万人に達した連携を更に拡大するとともに、自治体との基盤を深化させ連携サービスメニューを拡大することで、回収とリサイクルによるエコサイクルへの貢献を拡げてまいります。加えて、従来の「顕在化された処分ニーズ」へのアプローチだけでなく、全国の家庭に3,000万台規模で眠るとされ、圧倒的に規模の大きい「潜在的」退蔵のパソコン等に対して、その資源再活用の意義の観点から、学校を中心地域と協働した「スマイル・エコ・プログラム」の活動により更なる都市鉱山の掘り起こしを進めてまいります。

(ソーシャルケア事業 / ソーシャルケア、外国人材事業)

ソーシャルケア事業では、従来の軽度障がい者向けグループホーム事業（介護サービス包括型）の展開に加え、中度・重度障がい者向けグループホーム（日中サービス支援型共同生活援助）を開設させることで成長戦略の基軸としてストック型事業の基盤拡大を図ってまいります。

また、外国人材事業においては、従来のカンボジアからの技能実習生送り出しに加えて、福祉事業と連携し、2040年には69万人もの不足が予測される介護人材不足に向けて、当社グループの直営施設や提携医療機関等、福祉領域に特化した人材送り出し事業を加速し、現在準備中のインドネシアでの介護・訓練施設の開設に続き、 ASEAN地域を中心とした外国人材、特に介護福祉人材事業の拡大を図ってまいります。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループに共通した課題

a. コーポレートガバナンスの強化と内部管理体制の強化

当社グループの継続的な成長と拡大に向けて企業基盤の強化と企業集団全体における、コーポレートガバナンスと内部管理体制のさらなる強化が対処すべき課題と認識しております。さらなるグループ全体でのコーポレートガバナンスおよび内部統制の強化に取り組んでまいります。

b. 人材の確保及び育成

リユース事業、小型家電リサイクル事業、ソーシャルケア事業、海外HR事業のいずれにおきましても、事業の専門性の高い分野であることから、高いノウハウや経験を持つ人材の育成と獲得に継続的に取り組んで行く必要があります。また、当社ではインターネットを介した事業が主力であることに鑑み、デジタルマーケティングを含むIT人材の育成と獲得は重要な経営課題と認識しております。

また、グループ事業の更なる拡大に向けて、今後の集団経営を支える秀でた経験と執行能力を有する高度経営人材の育成と獲得についても重要な課題として取り組んでおります。

加えて、海外事業の展開のみならず、国籍・年齢・性別を問わず優秀な人材の確保・育成に努めるとともに、特に障がい福祉事業の更なる拡大の観点から一般就労・就労継続支援B型等を含めて、障がいのある方の積極的な雇用の拡大や就労訓練機会の拡大に努めてまいります。

c. 安全なサービスの提供

プライバシーマークに準拠したセキュリティ管理体制の強化等の対策を継続的に実施しております。また、定期的に第三者外部専門会社のアドバイスを受けながら、顧客情報等についてはカード情報の不所持の徹底、外部からの攻撃に対するデータサーバーの防御機能の強化等の対策を継続的に実施し適切な情報管理の徹底を行っております。今後も引き続き、不正アクセス防止と一層の情報セキュリティ強化に取り組み、安全なサービス提供に注力してまいります。

d. 代表者への依存

当社の代表取締役社長黒田武志は、当社の創業者であり当社の経営及び事業戦略の策定や決定において重要な役割を果たしております。当社は、取締役会及びその他の会議体において取締役及び各事業部の責任者間の情報の共有を図り組織運営の強化と、同氏に過度に依存しない経営基盤の構築に努めてまいります。

リユース事業の課題

リユース事業では、自社サイトの機能改善により、集客力を高め、販売及び買取の拡大を図るとともに、外部依存コストの削減を行ってまいります。一方、商品センターのオペレーションについては、生産性の向上や配送手段の見直しによりコストの圧縮を進めてまいります。また、全社的な固定費の見直しについては、管理部門を中心に適宜実施し、これらを総じて、収益体质の強化を目指してまいります。

また、同業他社との中古商品買取に係る競合は年々厳しさを増してきており、商材調達の安定化は恒久的な課題であると認識しております。このような中で、既存顧客のリピート増加に向けた施策は勿論のこと、新規顧客の獲得についても、従来の買取広告内容の見直しや、大手提携先との業務提携による買取流入強化などを行い、商材調達の手段やルートを更に増やしていくことで、より強固な買取基盤を構築し、今後の収益安定化につなげてまいります。

小型家電リサイクル事業の課題

携帯電話やデジタルカメラなど小型電子機器に素材として含まれる有用金属（レアメタル）は、その殆どが埋立て処分されているのが現状であります。今後この廃棄物の適正な処理及び資源の有効活用を図り、使用済小型電子機器の再資源化を促進することが課題であります。

当社グループはこれまで培ってきた「宅配事業者による回収サービス」モデルを提供しております。今後、消費者サービスとしてオプションサービスなどの収益機会を拡大し、インターネットプラットフォーム型のビジネスモデルとして確立させることで、当社の企業ブランド力向上と収益力を更に高めてまいります。

ソーシャルケア事業の課題

日本国内で障がいのある方の総数は人口の7%を超える900万人以上にのぼり、そのうち知的障がいのある方の89%・精神障がいのある方の92%が在宅での生活を送っており、障がいのある方が支援を受けながら自立して生活できる住まいの不足が課題であります。

当社グループはリユース事業及び小型家電リサイクル事業と連携した就労継続支援B型事業所と、共同生活援助を行うグループホームの運営を行うことで、障がいのある方の雇用と住まいに関する課題を同時に解決することを目指しております。今後の事業の拡大に向け、専門的な知識や指導技術を持つ人材の確保と育成を進めてまいります。

HR事業の課題

HR事業では、2018年1月より外国人技能実習生の送り出し事業を開始し、企業が外国人材を活用する際に、外国人材の権利保護等のコンプライアンスを遵守する体制を構築と強化をしてまいりました。許認可に基づく事業を運営していることを含め、高い事業管理水準が求められており、直近では子会社の管理部門の強化が課題となっています。引き続き、管理統括機能を更に強化し、カンボジア子会社の管理を横断的に管轄できる体制にするほか、各社に現地で経験豊富な財務経理、人事、法務、内部監査、リスク管理などの管理人材の採用を進め、管理体制の強化を図ってまいります。

(6) その他、会社の経営上重要な事項

該当事項はありません。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) ガバナンス及びリスク管理

当社グループは、経営の透明性、誠実性、効率性、健全性を通して、経営理念の実現を図り、企業価値を高め、社会的責任を果たしていくことをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としてあります。

当社は経営理念に基づき、経営の効率化や経営のスピード化を徹底し、経営目標達成のために、正確な情報収集と迅速な意思決定ができる組織体制や仕組み作りを常に推進しております。

また、株主及び投資家の皆様をはじめ、当社を取り巻くあらゆるステークホルダーへ迅速かつ正確な情報開示に努め、株主総会、取締役会及び監査等委員会等の機能を一層強化、改善及び整備しながら、コーポレート・ガバナンスを充実させていきたいと考えております。

当社は、現状、サステナビリティに関する基本方針を定めておらず、サステナビリティに関連のリスク及び機会を、その経営上のリスク及び機会と一体的に監視及び管理をしております。「リスク管理規程」に基づき社長を委員長とした「コンプライアンス委員会」を設置し、サステナビリティ関連を含めて多様なリスクを把握、評価、対策等を実施し、適切なリスク管理に努めております。「コンプライアンス委員会」は6カ月に1回顕在化したリスクやヒヤリハットレベルの事象の把握と対策・実施を定例で行い、四半期に1回又は臨時取締役会ヘルス管理状況の報告を行い、当社のリスク管理体制の推進を図っております。

詳細は、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」をご参照ください。

(2) 戦略

当社は、「ビジネスを通じて“偉大な作品”を創る」という企業理念のもと、収益を稼ぐ本業のビジネスの中に、社会貢献のしくみを組み込んだ継続可能な事業モデルを目指しています。特に、企業理念の実現に向けて、都市鉱山リサイクルと障がい者雇用の創出を組み合わせた環福連携モデルの展開に注力をしております。

この企業理念の実現と事業の推進には、多様な価値観を持つ人材の確保と育成が欠かせません。また、環福連携モデルにおける地元の障がい者雇用の拡大に向けては、当社がその模範モデルとなる必要があります。

これらの観点から、従来からPCリサイクル事業を中心とした障がい者の雇用（一般就労）促進と働きやすい制度や環境の構築を進めております。また、ソーシャルケア事業の障がい者向け就労継続支援事業の卒業者の、当社グループ内での雇用へ切り替えも促進しております。

これらの施策により障がい者雇用を中心とした多様性の確保により、ビジネスの推進と社会貢献を両立し、企業価値向上に努めています。

(3) 指標及び目標

当社では上記(2)戦略において記載した人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針について、次の指標を用いております。

障がい者雇用率

	目標(%)	実績(%)
当社グループ	6.0	7.0

3 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のようなものがあります。

当社グループでは、リスク管理委員会においてリスクを重要度や発生可能性により評価・分類した上で、リスクの影響を最小化するための活動を推進しております。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。以下の記載は当社の事業等及び当社株式への投資に係るリスクを全て網羅するものではありません。

(1) 中古商品の仕入について

中古商品の安定的な買取確保

リユース事業における中古商品の買取は、当事業の収益を大きく左右する要素であります。中古品は新品と異なり仕入量の調整が難しいという特性を有しております。環境問題意識の高まりを背景にリユース業界全体が注目される中、当社グループにおいても、買取リピート客の増加施策や、大手提携先との買取業務提携など、商品調達ルートの多様化を図ることで、より強固な買取基盤の構築を図っております。しかしながら、近年はC D・D V D・ゲームソフト等のメディア・ソフトについては、ネット配信市場の規模拡大による一次流通市場の縮小が懸念されており、同業他社との買取における競合についても年々厳しさを増してきております。これらの状況が発生した場合、将来にわたって質・量ともに安定的な中古商品を確保できるとは限らず、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

不正な中古商品の買取リスク

当社グループでは、ブランド品や貴金属等の高額商品も取り扱っておりますが、古物営業法において、買取中古商品に盗品または遺失物が含まれていた場合には、一年以内であれば被害者等にこれを無償で返還することとされております。当社グループでは、法令遵守の観点から、被害者への無償返還が適切に行える体制を整えておりますが、その場合には、買取額相当の損失が発生する可能性があります。

また、近年の中古商品の流通量増加に伴い、ブランド品のコピー商品の流通が社会的にも大きな問題としてクローズアップされております。当社グループでは、豊富な専門知識と経験を持つ社員から他のバイヤーへ真贋チェックに関する指導を行いながら、その能力を養い育成することで、コピー商品など不正な商品の買取防止に努めています。しかしながら、中古のブランド商品を取り扱う当社グループにおいては、常にこのトラブルが発生するリスクを含んでおり、コピー商品の取り扱いが判明した場合には、当社の取扱商品全体に対する信頼性が低下し、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 為替変動に関するリスクについて

当社グループは、連結子会社を海外に有しております。当社連結財務諸表において海外子会社の外貨建ての財務諸表金額は日本円に換算されるため、為替相場変動の影響を受けます。このため、為替予約取引によりリスクヘッジを行っておりますが、これにより当該リスクを完全に回避できるものではありませんので、為替相場が異常な変動をした場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 古物営業法について

当社グループの中古品の買取及び販売事業は古物営業法の規制を受けており、監督官庁は営業所の所在する都道府県公安委員会となります。古物営業法及び関連法令による規制の要旨は次の通りです。

- ・古物の売買または交換を行う営業を開始する場合は、所在地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。（古物営業法第3条）
- ・古物の買取を行う場合は、相手方の住所、氏名、職業、年齢が記載された文書の交付を受けなければならぬ。（古物営業法第15条）
- ・古物の買取を行った場合は、取引年月日、古物の品目及び数量、古物の特徴、相手方の住所、氏名、職業、年齢等を帳簿等へ記載しなければならない。（古物営業法第16条）

古物営業の許可には、古物営業法により定められている有効期間はありません。現在までに、許可の取消し事由（例えば、法人役員が罪種を問わず禁錮以上の刑に処せられた場合など）は発生しておりませんが、万一古物営業法による規則に違反した場合は、営業の許可の取消しまたは営業停止等の処分を受ける可能性があり、当社グループの業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(4) 各都道府県の条例による規制について

各都道府県では、青少年保護育成条例を定め、有害図書類の青少年に対する販売や青少年からの古物の買い受け等を規制しております。当社は、条例を遵守し、青少年の健全な育成に寄与することに努めておりますが、青少年への有害図書類の販売等が判明した場合、信用の失墜等による売上の減少により、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 個人情報保護法による規制について

当社グループは、当社サイトを通じて、顧客から住所・氏名・年齢・職業・性別などの個人情報を取得し、これらを帳票等に記載又は電磁的方法により記録・管理を行っております。これらの個人情報を適正かつ安全に保護するため、当社においては、社内規程等のルール整備、社員教育指導の徹底、情報システムのセキュリティ強化などを行っており、個人情報保護のマネジメント機能を向上させることで、個人情報の漏洩防止に努めております。しかしながら、これらの対策にも関わらず、個人情報が漏洩した場合は、社会的信用の失墜による売上減少や、損害賠償請求への対応を迫られ、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 小型家電リサイクル法の認定取消リスクについて

当社グループの小型家電リサイクル事業は、小型家電リサイクル法における認可を受けて行っておりますが、法律で定められた欠格要件に該当した場合（例えば、委託会社も含めた役員が罰金刑等に処せられた場合など）には認可が取り消されます。その場合には業務の継続が困難となり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 法律の改正及び新たなリサイクルに関する法律の制定について

小型家電リサイクル法は新しい法律であり、情勢の変化等により改正され、または新たなリサイクルに関する法律が制定される可能性があります。これらの改正や新規立法の内容が不利な内容であった場合、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 障害者総合支援法による規制について

当社グループは、障がいのある方を対象に就労継続支援B型事業所及びグループホームの運営を行っており、「障害者総合支援法」による規制を受けております。そのため、法令・諸規則遵守の強化を図るため、内部管理体制の整備・強化に努めておりますが、今後、これらの法律の改廃、法的規制の新設、適用基準の変更等がなされた場合、また、何らかの事情により法律に抵触する事態が生じた場合には、当社グループの事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、各事業は、国からの報酬を主な収益源としており、3年ごとに実施される報酬改定にて下方の改定や予期しない改定が行われた場合には業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

各事業所とともに、拠点单位で都道府県知事、政令指定都市市長、中核市市長から設置の指定を受けるものであり、指定に際しては、人員、設備、運営に関する基準が規定されております。現時点において、当社グループの運営する事業所に指定取消しや営業停止は発生しておりませんが、今後、何らかの原因によりこれらの指定が取消された場合や営業停止となった場合には、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。（注1）

特に、各事業所には、指定を受ける際に利用定員が定められております。「障害者総合支援法」において定員は省令（注2）にて、事業者は、利用定員を超えてサービスの提供を行ってはならないが、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではないことが定められております。また、厚生労働省の通知（注3）において、報酬の減算対象は単日で定員の150%、3か月の平均が定員の125%（ただし、定員が11人以下の場合は130%）を超過する場合と定められております。そして、各都道府県知事は、減算の対象となる定員超過利用については指導すること、また、指導に従わず、減算対象となる定員超過利用を継続する場合には、指定の取消しを検討するものと定められており、その運用は各自治体に委ねられております。更に厚生労働省の通知（注4）においては、原則として利用定員の超過は禁止だが、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の利用者を受け入れる必要がある場合等、やむを得ない事情が存在する場合に限り、可能である旨が定められております。当社グループでは、上記の省令や通知事項等を遵守し、運営を行っております。今後何らかの事情により、各自治体の運用や各種通知事項の内容に変更があった場合には、従来どおりの運営が困難となり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（注）1. 各事業所が受けている指定

取得	所管官庁	指定名称	指定内容	有効期限	主な許認可取消事由
各事業所	都道府県	指定障害福祉サービス	障害者総合支援法の就労継続支援	6年毎の更新	障害者総合支援法第50条（指定の取消等）
			障害者総合支援法の共同生活援助		

2. 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」

3. 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定にともなう実施上の留意事項について」
4. 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」

(9) 人材の確保及び育成について

当社グループは、就労継続支援B型事業所及びグループホームの運営は、知的障がいのある方や精神障がいがある方を主たる対象としており事業の継続や新規拠点の開設に専門的な知識や指導技術を持った人材の確保が急務となっています。このため、引き続き採用を推進するとともに、人材を育成に取り組んでいます。

しかしながら、今後、人材の確保と育成が拠点開設のスピードやサービス開発のスピードに追いつかない場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(10) 特定商取引に関する法律による規制について

当社グループは、インターネットを活用した通信販売を行っており、「特定商取引に関する法律」による規制を受けています。そのため、社員教育の徹底、コンプライアンス体制の整備など管理体制の構築等により法令遵守の体制を整備しております。しかしながら、法令の改正や新たな規制が設けられる場合、あるいはこれらの規制を遵守できなかった場合、企業イメージの悪化などが想定され、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) システムのトラブルについて

当社グループの事業は、社内ITシステムとインターネットによる通信システムへの依存度が高いため、保守運用作業と様々なセキュリティ対応策を恒常に実施しております。しかしながら、自然災害等により通信システムのトラブルが発生した場合、当社のコンピューターシステムに予期せぬ障害が生じ、長時間システムの復旧が行われない場合、または、当社のサイトへのマルウェアの侵入などによる不正なアクセスが行われ、重要なデータの破損等が発生した場合は、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 自然災害の発生について

当社グループは、物流センター等主要な事業拠点を愛知県大府市及び名古屋市に構えていますが、当該地域で暴風雨・落雷・洪水等の自然災害が発生した場合、当社グループの物流拠点、商品在庫及び什器備品等に対する物的損害が想定されます。当社ではそのための備えとして、損害保険契約の締結により相当の損失補償を確保しておりますが、地震等大規模な災害により、想定以上に長期間にわたって事業運営ができない事態に陥った場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 集荷ならびに配送について

当社グループは、集荷ならびに配送に係る業務を配送業者に依存しており、特に、リサイクル事業においては、佐川急便株式会社との業務提携継続が前提となっております。したがって、配送業者において、台風、地震等の自然災害や、その他の理由による配送の中断、停止があった場合、または配送業者との契約が当社にとって不利な内容へ変更され当社グループが代替策を講じることが出来なかった場合は、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 海外事業に関するリスクについて

当社グループでは、カンボジアでリース事業、マイクロ保険事業、人材の送り出し事業を展開しておりますが、今後、同国において、政治体制の変動、経済成長の鈍化、個人消費の停滞、法律や政策の変更、大規模な自然災害等の事項が発生した場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 在庫の増加やロス率の上昇について

当社グループは、在庫管理を適切に行い、在庫の必要以上の増加やロス率の上昇等を抑える方針ではあります。が、消費者マインドの急激な変化が起こった場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 流行による陳腐化等における取扱商品価値の急激な変動について

当社グループは、流行による陳腐化や単独の商品種類の価値の変動等によって、取扱商品の価値が急激に変動したとしても、取扱商品は多岐にわたっており、これを他の商品で補完し、その影響を回避することは可能であると考えております。しかしながら、取扱商品の価値が当社の想定を超えるような急激な変動があった場合には、その影響を補いきれない可能性があり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 資金調達に関するリスクについて

当社グループは、成長戦略等に必要な資金の多くを主に金融機関からの借入れにより調達しております。当社グループは資金調達手段の多様化と、取引先金融機関と良好な関係を構築・維持し、安定的な資金調達を行っております。しかしながら、景気の後退、金融収縮など全般的な市況の悪化や、格下げ等による当社グループの信用力の低下、事業見通しの悪化等の要因により、当社グループが望む条件で適時に資金調達ができない可能性があります。これらの要因により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(18) 有利子負債への依存について

当社グループは、総資産に対する有利子負債の比率が相応の水準にあります。取引先金融機関との関係は良好であり、安定的な資金調達ができます。一方で、金融情勢の変化等により市場金利が予想以上に上昇した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりであります。

a. 財政状態

(資産の部)

当連結会計年度末における流動資産は2,504,408千円となり、前連結会計年度末に比べ1,546,805千円減少しました。これは主に、現金及び預金が570,182千円減少、及びリース投資資産が965,561千円減少したことによるものであります。固定資産は4,537,678千円となり、前連結会計年度末に比べ142,144千円増加しております。これは主に、リース資産が744,609千円減少、デリバティブ債権が133,156千円増加、長期預け金が299,336千円増加、及び長期貸付金が391,406千円増加したことによるものであります。

(負債の部)

当連結会計年度末の流動負債は3,354,758千円となり、前連結会計年度末に比べ558,177千円減少しました。これは主に、短期借入金が69,460千円減少、未払金が88,474千円減少、及び1年内返済予定の長期借入金が186,759千円減少したことによるものであります。固定負債は2,594,429千円となり、前連結会計年度末に比べ1,609,985千円減少しました。これは主に、リース債務が1,669,269千円減少したことによるものであります。

(純資産の部)

当連結会計年度末における純資産は1,093,506千円となり、前連結会計年度末に比べ761,019千円増加しました。これは主に、利益剰余金が122,083千円増加、及び為替換算調整勘定が575,089千円増加したことによるものであります。

b. 経営成績

当社グループは、収益と社会性の両立を目指し「ビジネスを通じて『偉大な作品』を創る」を経営理念に掲げ、「リユース・リサイクル事業」として、実店舗を有しないインターネット特化型の「リユース事業」、インターネットと宅配便を活用した都市鉱山リサイクルの「小型家電リサイクル事業」を、「ソーシャルケア事業」として、知的・精神障がいのある方を対象としたグループホームや就労継続支援B型事業所の運営に加え、介護人材不足に対応する観点で福祉領域に特化した海外人材送出しを展開しております。

これらの結果、当連結会計年度の業績につきましては、営業収益10,412,149千円（前連結会計年度比10.8%減）、営業利益301,213千円（前連結会計年度は営業損失1,263,450千円）、経常利益496,543千円（前連結会計年度は経常損失1,184,562千円）、親会社株主に帰属する当期純利益497,425千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失1,882,722千円）となりました。

セグメント別の状況は、次のとおりであります。

a. リユース・リサイクル事業

当事業は、循環型社会の形成に向けた事業展開を行うため、リユース事業及びリサイクル事業に取り組んでおります。リユース事業では、NETOFFブランドで自社サイトを開設し、インターネットを通じてユーザーから中古本・CD・DVD・ゲームソフト・ブランド品・貴金属・フィギュアなど多様な商品の買取申込を受け付け、対象商品を宅配便で集荷後、査定額を指定口座に支払う宅配買取と、自社で運営するインターネット中古書店等を通じてインターネット販売を行う、宅配便を活用した利便性の高い、且つインターネットに特化した非対面・非リアルの宅配買取・販売サービスを顧客に提供するものであります。リユース業界においては、当社が取り扱うメディア・ホビー商材のカテゴリーは実店舗を通じた買取・購入形態からインターネットによる買取・購入形態への移行が加速しており、同カテゴリーにおけるネット市場は今後も成長が続いている見通しにあります。小型家電リサイクル事業では、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の認定事業者免許をインターネットと宅配便を活用した回収スキームにて取得しており、全国748の自治体（2025年11月1日現在）との広範な連携を軸に行政サービスの一環としてサービスを提供する独自の事業モデルを構築しております。同事業は、ユーザーからのインターネット申込により、不用となった使用済小型電子機器等を宅配便で直接回収するとともに、パソコンや携帯電話を廃棄する際の情報漏えいを懸念するユーザー向けのデータ消去サービス等オプションサービスを有償で提供、また回収した使用済小型電子機器等からの再生可能資源を再資源化事業者へ売却又は再利用可能品としてリユース販売するインターネットプラットフォーム型のサービスを提供しております。同事業においては更に回収量を拡大させるべく、自治体との連携とメディアを通じたマーケティング戦略の強化によるサービス認知度や利用率の向上を強化するとともに、大手メーカー・小売業者との提携による回収ネットワークの仕組み化を拡大してきました。

以上の結果、当セグメントの営業収益は8,450,864千円（前連結会計年度比8.1%増）、セグメント利益は1,082,808千円（前連結会計年度比25.5%増）となりました。

b. ソーシャルケア事業

当事業は、障がい者の社会的な自立を支援する観点から生活基盤の構築と就労機会の拡大を目指すため、障がい者向けグループホームの運営を展開し、障がい福祉事業のノウハウと全国の自治体と繋がったリサイクルのネットワークを活かし、今後は、障がい福祉事業のストック型事業基盤拡大の一環として中度・重度障がい者向けのグループホーム（日中サービス支援型共同生活援助）の直営展開を中心とした成長戦略を基軸に据えてまいります。海外人材送出し事業は、日本国内での旺盛な求人需要も背景として拡大施策に取り組んできており、日本の就業人口の減少に伴う求人需要と、日本での高度な技能習得や就労によるキャリアアップ機会により帰国後の母国の経済発展に資する人材育成を図る事業であり、国際的・社会的意義の高さとともに、中長期的にも大幅に市場が拡大していくものと予想しております。特に当社ではソーシャルケア事業における福祉分野の事業拡大に合わせ、今後ますます深刻化する国内の介護人材の不足に対応する観点で、福祉領域特化型人材送出し事業を成長の基軸と位置づけ、体制強化や取り組み市場拡大を含め積極的な事業展開に取り組んでまいります。

以上の結果、当セグメントの営業収益は1,958,138千円（前連結会計年度比30.5%減）、セグメント利益は97,347千円（前連結会計年度はセグメント損失575,234千円）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ343,286千円減少し306,422千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において営業活動の結果獲得した資金は116,618千円(前連結会計年度比82.2%減)となりました。これは主に税金等調整前当期純利益の計上463,588千円、減価償却費の計上244,908千円、売上債権の増加額192,492千円、前受金の減少額293,626千円、貸倒引当金の減少額125,861千円などによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において投資活動の結果使用した資金は200,345千円(前連結会計年度比85.0%減)となりました。これは主に定期預金の払戻による収入189,261千円、連結範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入191,700千円、有形固定資産の取得による支出188,929千円、無形固定資産の取得による支出181,620千円、長期預け金の預入による支出300,000千円などによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において財務活動の結果使用した資金は243,538千円(前連結会計年度比72.2%減)となりました。これは主に短期借入金の純増減額60,334千円、長期借入れによる収入374,836千円、及び長期借入金の返済による支出403,430千円などによるものであります。

なお、当社グループにおきましては、手元現預金に加え、借入枠の利用が可能であり、当面の資金繰りに関して懸念事項はありません。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループは、生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

b. 仕入実績

当連結会計年度における仕入実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)	
	仕入高(千円)	前年同期比(%)
リユース・リサイクル事業	1,677,840	107.9
合計	1,677,840	107.9

(注) 金額は、仕入価格によっております。

c . 受注実績

当社グループは受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

d . 販売実績

当連結会計年度における販売実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称		当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)	
		販売高(千円)	前年同期比(%)
リユース・ リサイクル事業	リユース収入	5,756,610	107.0
	小型家電リサイクル収入	2,694,254	110.5
	合計	8,450,864	108.1
ソーシャルケア事業	グループホーム収入	1,785,567	66.4
	人材送り出し収入	172,571	133.0
	合計	1,958,138	69.5
その他	海外金融収入	3,145	0.3
総合計		10,412,149	89.2

(注)セグメント間取引については相殺消去しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたりましては、開示に影響を与える見積りに関して、過去の実績や当該取引の状況を照らし合わせ、経営者が合理的と判断した会計方針を選択適用し、その結果を資産・負債及び収益・費用の評価金額に反映しておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果は、これらの見積りと異なる場合があります。なお、経営者が選択適用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の経営成績等は、以下のとおりであります。

a. 経営成績の分析

(営業収益)

当連結会計年度の営業収益は、前連結会計年度と比べ1,264,815千円減少し、10,412,149千円となりました。これは主に、金融収益が951,775千円減少したことが要因であります。

(営業総利益)

当連結会計年度の営業総利益は前連結会計年度と比べ844,963千円減少し、7,830,837千円となりました。これは主に、金融費用が389,194千円減少したことが要因であります。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は前連結会計年度と比べ2,409,627千円減少し、7,529,624千円となりました。これは主に、給料及び手当が739,258千円減少、貸倒引当金繰入額が680,100千円減少、及び広告宣伝費が277,775千円減少したことによります。

この結果、当連結会計年度の営業利益は301,213千円（前連結会計年度は営業損失1,263,450千円）となりました。

(営業外損益、経常利益)

当連結会計年度の営業外収益は、前連結会計年度と比べ96,736千円増加し、313,843千円となりました。これは主に、デリバティブ評価益が133,156千円発生、貸倒引当金戻入額が25,766千円増加し、受取利息が31,135千円減少したことによります。

当連結会計年度の営業外費用は、前連結会計年度と比べ19,706千円減少し、118,512千円となりました。これは主に、支払手数料が17,792千円増加したことによります。

この結果、当連結会計年度の経常利益は496,543千円（前連結会計年度は経常損失1,184,562千円）となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は497,425千円（前連結会計年度は当期純損失1,882,722千円）となりました。

b. キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループの事業活動における主な運転資金需要は、各事業の事業規模拡大や新規事業推進に伴う、広告宣伝費、システムの開発・運用に関わる営業費用によるものであります。

当社グループは、金融機関からの借入により資金調達を行なっており、これらの事業活動に必要となる資金の安定的な確保に努めております。資金調達においては、当社は金融機関に十分な借入枠を有しており、市場環境を勘案し、慎重な判断のもと借入を行なっており、各種事業への機動的な投資の実行を可能にするとともに、自己資本比率をはじめとする各指標のもと、資金効率の改善に努めて参ります。

当連結会計年度のキャッシュ・フローの分析につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

なお、キャッシュ・フロー指標のトレンドは、次のとおりであります。

	2023年9月期	2024年9月期	2025年9月期
自己資本比率(%)	13.6	3.0	13.9
時価ベースの自己資本比率(%)	52.4	50.4	187.3
キャッシュ・フロー対有利子負債比率(年)	-	10.0	40.5
インタレスト・カバレッジ・レシオ(倍)	-	7.6	1.3

(注) 自己資本比率：自己資本 / 総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額 / 総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債 / 営業キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：営業キャッシュ・フロー / 利払い

- 各指標は、いずれも連結ベースの財務数値により計算しております。
- 株式時価総額は、期末株価終値 × 自己株式控除後の期末発行済株式数により算出しております。
- 営業キャッシュ・フローは、連結キャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローを使用しております。有利子負債は、連結貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っている全ての負債を対象としております。また、利払いについては、連結キャッシュ・フロー計算書の利息の支払額を使用しております。
- 2023年9月期のキャッシュ・フロー対有利子負債比率及びインタレスト・カバレッジ・レシオについては、営業キャッシュ・フローがマイナスのため記載しておりません。

5 【重要な契約等】

(1) リユース事業における重要な契約として、下記の契約が挙げられます。

締結年月	契約の名称	契約の締結当事者		契約の概要
		申請会社名又は子会社名等	相手先	
2002年2月	アマゾンマークットプレイス規約	リネットジャパングループ株式会社	Amazon Services International, Inc.	Amazon Services International, Inc.が運営するウェブサイト (www.amazon.co.jp) への出店

(2) 小型家電リサイクル事業における重要な契約として、下記の契約が挙げられます。

締結年月	契約の名称	契約の締結当事者		契約の概要
		申請会社名又は子会社名等	相手先	
2014年4月	小型家電リサイクル業務に係る中間処理業務委託契約書	リネットジャパンリサイクル株式会社	当社と同様に小型家電リサイクル法に基づき認定を受けた中間処理会社	小型家電リサイクル法に基づき認定を受けた小型家電等の再資源化のための小型家電等の収集、運搬及び処分事業の実施に係る計画の範囲内で行う中間処理業務の委託契約
2014年7月	使用済小型電子機器収集運搬委託契約書	リネットジャパンリサイクル株式会社	佐川急便株式会社	使用済み小型電子機器等の収集・運搬に関する契約 期間は3年間とし、特段の申入れが無い場合は自動的に同条件での更新
2014年7月	販売代理店契約	リネットジャパンリサイクル株式会社	豊通マテリアル株式会社	小型家電リサイクル法の認定事業計画に沿って小型家電等を中間処理会社へ販売する契約

(3) ソーシャルケア事業における重要な契約として、下記の契約が挙げられます。

締結年月	契約の名称	契約の締結当事者		契約の概要
		申請会社名又は子会社名等	相手先	
2024年11月	株式譲渡契約書	リネットジャパングループ株式会社	株式会社アニスピ	株式会社アニスピHDの発行済全株式を譲渡する契約

(4) 海外金融事業における重要な契約として、下記の契約が挙げられます。

締結年月	契約の名称	契約の締結当事者		契約の概要
		申請会社名又は子会社名等	相手先	
2024年8月	株式譲渡契約書	リネットジャパングループ株式会社	高橋伸彰等	CHAMROEUN MICROFINANCE PLC.の発行済全株式を譲渡する契約

(5) 管理部門における重要な契約として、下記の契約が挙げられます。

締結年月	契約の名称	契約の締結当事者		契約の概要
		申請会社名又は子会社名等	相手先	
2022年 6 月	コミットメント ライン契約	リネットジャパングループ株式会社	株式会社みずほ銀行及びその他 5 金融機関	予め設定した融資枠金額・期間の範囲内で、借入人の請求に基づき、金融機関から短期融資の実行を約束（コミット）する契約
2023年 4 月	割当契約書	リネットジャパングループ株式会社	藤田英明	第三者割当による新株式発行に関する契約

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループでは、当連結会計年度において617,714千円の設備投資を実施しました。

リユース・リサイクル事業においては、リユース事業において、自社サイトリニューアルのためのシステム開発54,722千円、小型家電リサイクル事業において、販売管理のためのシステム開発61,880千円を中心に258,546千円の投資を実施しました。

ソーシャルケア事業においては、障がい者向けグループホームの物件取得を中心に344,328千円の投資を実施しました。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2025年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物及 び構築物	リース 資産	ソフト ウエア	その他	合計	
名古屋本社 (愛知県名古屋市)	本社	管理設備	20,475	-	33	4,445	24,954	24 [1]
東京支社 (東京都港区)	本社	管理設備	22,083	-	-	10,312	32,395	4 [-]

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 帳簿価額のうち「その他」は運搬具及び工具、器具及び備品、電話加入権及び商標権、建設仮勘定であります。

3. 本社の建物を賃借しております。

4. 従業員数の[]は、臨時従業員数(パートタイマー及びアルバイトを含み、派遣社員を除く)の最近1年間の平均人員を外書きしております。

(2) 国内子会社

2025年9月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
				建物及び 構築物	リース 資産	ソフト ウエア	その他	合計	
ネットオフ株式会社	第1商品センター(愛知県大府市) ほか1支店	リユース・リサイクル事業	買取・販売設備	77,917	-	316,325	50,740	444,983	45 [183]
リネットジャパンリサイクル株式会社	スマイルファクトリー名古屋(愛知県名古屋市)	リユース・リサイクル事業	販売設備	13,412	-	230,713	42,378	286,505	35 [70]
リネットジャパンソーシャルプロパティーズ株式会社	障がい者向けグループホーム	ソーシャルケア事業	居住設備	3,501	1,750,283	-	72,912	1,826,697	- [-]

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 帳簿価額のうち「その他」は機械装置及び運搬具、工具、器具及び備品、土地、建設仮勘定であります。

3. 商品センター及び支店の建物を賃借しております。

4. 従業員数の[]は、臨時従業員数(パートタイマー及びアルバイトを含み、派遣社員を除く)の最近1年間の平均人員を外書きしております。

(3) 在外子会社

2025年9月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
				建物及び 構築物	リース 資産	ソフト ウェア	その他	合計	
RENET (CAMBODIA) HR CO.,LTD.	本社 (カンボジア 王国 プノン ペン都)	ソーシャルケア事 業	管理設備	1,669	-	-	7,873	9,542	24 [-]

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 帳簿価額のうち「その他」は機械装置及び運搬具、工具、器具及び備品、建設仮勘定であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名 事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
リネット ジャパン ソーシャルプロパ ティーズ 株式会社	千葉県 松戸市	ソーシャルケア事 業	障がい者向 けグループ ホーム	200	70	自己資金 借入金 リース	2024年1月	2026年10月	20室

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2025年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2025年12月26日)	上場金融商品取引所名又 は登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	14,604,600	14,612,200	東京証券取引所 グロース市場 名古屋証券取引所 メイン市場	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のな い当社における標準とな る株式であります。な お、単元株式数は100株 であります。
計	14,604,600	14,612,200	-	-

(注) 1. 2025年10月1日から2025年11月30日までの間に、新株予約権の行使により発行済株式総数が7,600株増加し
ております。

2. 提出日現在の発行数には、2025年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発
行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(1) 第14回新株予約権

決議年月日	2017年8月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	社外協力者 1
新株予約権の数(個)	1,263 [1,045] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 126,300 [104,500] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	560 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2020年1月1日 至 2027年9月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 560 資本組入額 280
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡する場合は、取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

当事業年度の末日(2025年9月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年11月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の行使時の払込金額

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使によるものを除く)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

3. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、本新株予約権行使することができず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)のみが本新株予約権行使することとする。

受益者は、2018年9月期から2019年9月期までのいずれかの事業年度に係るEBITDA(当社の有価証券報告書における連結損益計算書に記載される税金等調整前当期純利益から特別利益を控除し特別損失及び支払利息を加算した金額に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載される減価償却費、のれん償却額及び繰延資産償却額を加算したもの。)が、下記各号に掲げる条件を満たした場合、満たした条件に応じて、交付を受けた本新株予約権のうち当該条件に応じた割合を乗じた本新株予約権行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(a) 3億円を超過している場合：受益者が交付を受けた本新株予約権のうち 50%

(b) 5億円を超過している場合：受益者が交付を受けた本新株予約権のうち 75%

(c) 7億円を超過している場合：受益者が交付を受けた本新株予約権のうち 100%

受益者は、本新株予約権を取得した時点において当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。

受益者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行なうことはできない。

各本新株予約権 1 個未満の行使を行なうことはできない。

4. 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記3. に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3. に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3. に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記3. に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(2) 第15回新株予約権

決議年月日	2017年8月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	社外協力者 1
新株予約権の数(個)	1,615 [1,612] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 161,500 [161,200] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	560 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2023年1月1日 至 2027年9月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 560 資本組入額 280
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡する場合は、取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

当事業年度の末日(2025年9月30日)における内容を記載しております。事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年11月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を()内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の行使時の払込金額

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使によるものを除く)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、本新株予約権行使することができず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)のみが本新株予約権行使することとする。

受益者は、2020年9月期から2022年9月期までのいずれかの事業年度に係るEBITDA(当社の有価証券報告書における連結損益計算書に記載される税金等調整前当期純利益から特別利益を控除し特別損失及び支払利息を加算した金額に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載される減価償却費、のれん償却額及び繰延資産償却額を加算したもの。)が、下記各号に掲げる条件を満たした場合、満たした条件に応じて、交付を受けた本新株予約権のうち当該条件に応じた割合を乗じた本新株予約権行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(a) 6億円を超過している場合：受益者が交付を受けた本新株予約権のうち 50%

(b) 9億円を超過している場合：受益者が交付を受けた本新株予約権のうち 75%

(c) 12億円を超過している場合：受益者が交付を受けた本新株予約権のうち 100%

受益者は、本新株予約権を取得した時点において当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。

受益者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行なうことはできない。

各本新株予約権 1 個未満の行使を行なうことはできない。

4. 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記3. に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3. に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3. に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記3. に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 第16回新株予約権

決議年月日	2017年8月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	社外協力者 1
新株予約権の数(個)	1,810(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 181,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	560(注)2
新株予約権の行使期間	自 2028年1月1日 至 2029年9月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 560 資本組入額 280
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡する場合は、取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2025年9月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2025年11月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2 新株予約権の行使時の払込金額

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使によるものを除く)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、本新株予約権行使することができず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)のみが本新株予約権行使することとする。

受益者は、2023年9月期から2027年9月期までのいずれかの事業年度に係るEBITDA(当社の有価証券報告書における連結損益計算書に記載される税金等調整前当期純利益から特別利益を控除し特別損失及び支払利息を加算した金額に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載される減価償却費、のれん償却額及び繰延資産償却額を加算したもの。)が、下記各号に掲げる条件を満たした場合、満たした条件に応じて、交付を受けた本新株予約権のうち当該条件に応じた割合を乗じた本新株予約権行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数についてのみ行使するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(a) 10億円を超過している場合：受益者が交付を受けた本新株予約権のうち 50%

(b) 15億円を超過している場合：受益者が交付を受けた本新株予約権のうち 75%

(c) 20億円を超過している場合：受益者が交付を受けた本新株予約権のうち 100%

受益者は、本新株予約権を取得した時点において当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。

受益者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行なうことはできない。

各本新株予約権 1 個未満の行使を行なうことはできない。

4. 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3. に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記3. に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3. に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3. に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記3. に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(4) 第20回新株予約権

決議年月日	2020年12月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1
新株予約権の数(個)	9,000(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 900,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	585(注)2
新株予約権の行使期間	自 2021年1月8日 至 2031年1月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 585 資本組入額 (注)4
新株予約権の行使の条件	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡する場合は、取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8

当事業年度の末日(2025年9月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2025年11月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。

当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\frac{\text{調整後付与}}{\text{株式数}} = \frac{\text{調整前付与}}{\text{株式数}} \times \frac{\text{分割} \cdot (\text{又は併合})}{\text{の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整が必要と判断する場合には、合理的な範囲で、付与株式数を適切に調整することができるものとする。

2 新株予約権の行使時の払込金額

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\frac{\text{調整後行使価額}}{\text{調整前行使価額}} = \frac{1}{\text{分割} \cdot (\text{又は併合}) \text{の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使によるもの及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\frac{\text{調整後行使価額}}{\text{調整前行使価額}} = \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たりの処分金額」に、「新規発行前の1株当たりの時価」を「自己株式処分前の1株当たりの時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下「行使期間」という。)は、2021年1月8日から2031年1月7日までとする。

4. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

6. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

7. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転についての株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

8. 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸收分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、本新株予約権は消滅する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸收合併契約、新設合併契約、吸收分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権行使することができる期間

上記3に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記4に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記6に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

上記7に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(5) 第21回新株予約権

決議年月日	2022年3月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	社外協力者(注)1
新株予約権の数(個)	1,500
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 150,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	497(注)3
新株予約権の行使期間	自 2025年4月12日 至 2032年4月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 497 資本組入額 249
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2025年9月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2025年11月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 本新株予約権は、コタエル信託株式会社を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点の当社役職員等のうち受益者として指定された者に交付されます。初回の交付日である同日に交付されない本新株予約権は、その後6か月おきに到来する交付日において交付されることになります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、2023年9月期から2027年9月期のいずれかの事業年度において、当社の連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書。以下同じ。)及び連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合はキャッシュ・フロー計算書。以下同じ。)から求められるEBITDA(当社が提出した有価証券報告書における連結損益計算書に記載される営業利益に連結キャッシュ・フロー計算書に記載される減価償却費、のれん償却額及び繰延資産償却額を加算したもの。以下同じ。)が、下記各号に掲げるいずれかの条件を満たした場合、これ以降本新株予約権を使用することができる。

(a)2023年9月期から2025年9月期のいずれかの事業年度において、EBITDAが1,200百万円を超過した場合

(b)2023年9月期から2027年9月期のいずれかの事業年度において、EBITDAが1,500百万円を超過した場合

また、上記におけるEBITDAの判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、当該連結損益計算書に本新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前EBITDAをもって判定するものとする。

(2)上記にかかわらず、割当日から1年間を経過する日までの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が299円(ただし、発行要項行3.新株予約権の内容(2)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法に定義された行使価額同様に適切に調整されるものとする。)を下回った場合、本新株予約権を行使することができないものとする。

(3)本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の子会社・関連会社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問、業務委託契約先等の社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(4)上記は、新株予約権者が当社と契約関係にある信託会社であって、当該信託会社が信託契約の定めに従い本新株予約権を行使する場合には適用しない。

(5)本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(6)本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(7)各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5.新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。

6.当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1)交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(注)2.に準じて決定する。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)3.で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5)新株予約権を行使することができる期間

上表の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上表の行使期間の末日までとする。

(6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8)その他新株予約権の行使の条件

上記(注)4.に準じて決定する。

(9)新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株

主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注)4.に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(6) 第22回新株予約権

決議年月日	2024年8月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1
新株予約権の数(個)	10,000(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,000,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	100(注)2
新株予約権の行使期間	自 2024年9月6日 至 2029年9月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 258 資本組入額 (注)4
新株予約権の行使の条件	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡する場合は、取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8

当事業年度の末日(2025年9月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2025年11月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。

当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・(又は併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}{\text{新規発行株式数}}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権を使用することができる期間

本新株予約権を使用することができる期間(以下「行使期間」という。)は、2024年9月6日から2029年9月5日(但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までとする。

4. 新株予約権の行使の条件

割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間(当日を含む21取引日)の平均値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格(1円未満の端数は切り上げる。)を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日まで行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- (a)当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - (b)当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - (c)当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (d)その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- 本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

7. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

8. 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件
上記に準じて決定する。
その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(7) 第23回新株予約権

決議年月日	2025年3月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 1
新株予約権の数(個)	695(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 69,500(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200(注)2
新株予約権の行使期間	自 2027年1月1日 至 2035年4月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 269 資本組入額 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡する場合は、取締役会の承認を必要とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8

当事業年度の末日(2025年9月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2025年11月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個につき目的となる株式数は100株であります。

当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下「行使期間」という。)は、2027年1月1日から2035年4月2日(但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までとする。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、2026年9月期から2030年9月期までのいずれかの事業年度において、当社の連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合

には損益計算書、以下同様。)に記載された営業利益が、1,500百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における営業の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとし、当該連結損益計算書に本新株予約権にかかる株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益をもって判定するものとする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社 計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から、上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 貸渡による新株予約権の取得の制限

貸渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

7. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注）4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

8. 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記（注）3に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記（注）3に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（注）5に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記（注）4に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件
上記(注)7に準じて決定する。
その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減額 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2020年10月1日～ 2021年9月30日 (注)1	629,500	12,249,600	71,302	1,636,608	71,303	1,242,872
2021年10月1日～ 2022年9月30日 (注)1	44,000	12,293,600	7,040	1,643,648	7,040	1,249,912
2022年10月1日～ 2023年9月30日 (注)2、3	268,400	12,562,000	75,017	1,718,666	757,372	492,540
2024年1月23日 (注)4	-	12,562,000	718,666	1,000,000	407,331	85,208
2024年9月6日 (注)5	2,040,600	14,602,600	249,973	1,249,973	249,973	335,182
2024年10月1日～ 2025年9月30日 (注)1	2,000	14,604,600	562	1,250,535	562	335,744

(注)1 新株予約権の行使による増加であります。

2. 2022年12月21日開催の定時株主総会決議により、2022年12月23日を効力発生日として、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金から832,389千円減少し、その他資本剰余金へ振り替えております。
3. 2023年4月19日を払込期日とする第三者割当による新株式(発行価格559円、資本組入額279.5円)の発行により資本金及び資本準備金がそれぞれ75,017千円増加しております。
4. 2023年12月21日開催の定時株主総会決議により、2024年1月23日を効力発生日として、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金を718,666千円、資本準備金を407,331千円減少し、その他資本剰余金へ振り替えております。
5. 2024年9月6日を払込期日とする第三者割当による新株式(発行価格245円、資本組入額122.5円)の発行により資本金及び資本準備金がそれぞれ249,973千円増加しております。

(5)【所有者別状況】

2025年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	18	46	25	9	6,285	6,385	
所有株式数(単元)	-	243	8,282	30,064	10,326	26	97,048	145,989	
所有株式数の割合(%)	-	0.17	5.67	20.59	7.07	0.02	66.48	100.00	

(注)自己株式131株は、「個人その他」に1単元、「単元未満株式の状況」に31株含まれております。

(6)【大株主の状況】

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
黒田 武志	愛知県名古屋市千種区	3,133,400	21.45
合同会社TKコーポレーション	東京都中央区日本橋2丁目1-3	1,396,300	9.56
引字 圭祐	大分県別府市	617,700	4.22
株式会社Mコーポレーション	岐阜県岐阜市西鶴1丁目31 ZOAビル	612,200	4.19
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	513,910	3.51
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY (常任代理人 香港上海銀行東京支 店)	10 HAREWOOD AVENUE LONDON NW1 6AA (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	496,000	3.39
渥美 裕人	大阪府大阪市西区	460,000	3.14
株式会社新東通信	愛知県名古屋市中区丸の内3丁目16-29	408,100	2.79
ステッチ株式会社	東京都千代田区内神田2丁目5-5 ラウン ドクロス大手町北7階	284,000	1.94
鈴木 春美	愛媛県四国中央市	205,200	1.40
計	-	8,126,810	55.65

(7) 【議決権の状況】
【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 14,598,800	145,988	-
単元未満株式	普通株式 5,700	-	-
発行済株式総数	14,604,600	-	-
総株主の議決権	-	145,988	-

【自己株式等】

2025年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
リネットジャパングループ株式会社	愛知県大府市桜山町三丁目33番地	100	-	100	0.00
計		100	-	100	0.00

(注) 上記のほか、単元未満株式として自己株式を31株所有しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	60	25
当期間における取得自己株式	30	30

(注) 当期間における取得自己株式には、2025年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他()	-	-	-	-
保有自己株式数	131		131	

(注) 当期間における保有自己株式数には、2025年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

配当政策の基本方針としましては、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。

剰余金の配当を行う場合、配当の決定機関は取締役会となっております。

しかしながら当社は今後の事業展開及び財務基盤強化といった、内部留保の充実を図るため、設立以来配当を行っておらず、第26期事業年度の剰余金の配当につきましても無配としております。今後の配当実施につきましては、業績及び財政状態等を勘案し決定する予定であります。現時点では未定であります。内部留保につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用していく所存であります。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、経営の透明性、誠実性、効率性、健全性を通して、経営理念の実現を図り、企業価値を高め、社会的責任を果たしていくことをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。

当社は経営理念に基づき、経営の効率化や経営のスピード化を徹底し、経営目標達成のために、正確な情報収集と迅速な意思決定ができる組織体制や仕組み作りを常に推進しております。

また、株主及び投資家の皆様をはじめ、当社を取り巻くあらゆるステークホルダーへ迅速かつ正確な情報開示に努め、株主総会、取締役会及び監査等委員会等の機能を一層強化、改善及び整備しながら、コーポレート・ガバナンスを充実させていきたいと考えております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの体制を整備し、必要な施策を適宜実施していくことを経営上の最も重要な課題の一つに位置付けております。

当社は、2021年12月17日開催の定時株主総会をもって、過半数を社外取締役で構成する監査等委員会を置く監査等委員会設置会社へ移行しました。これにより、各監査等委員が取締役会における議決権を持ち、代表取締役の選定や業務執行の意思決定全般に関与する体制となりました。

当社は会社法に基づき、株主総会、取締役会、監査等委員会、会計監査人を機関設置するとともに、内部監査人を選任して内部監査を実施しています。これら各機関の連携を強化することで、ガバナンス機能を強化しています。

a 株主総会

当社の定時株主総会は、毎年12月に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集しております。株主総会では、法令で定められた事項を決議するとともに、決算内容の報告を行い、株主に経営の状況を開示しております。

b 取締役会

当社の取締役会は有価証券報告書提出日現在、取締役 6 名（内、社外取締役 4 名）で構成され、代表取締役社長が議長を務めています。毎月 1 回定例取締役会を開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令及び定款で定められた事項の他、社内規程に則った経営に関する重要事項の決議、及び内部監査室等からの報告又は答申を受けた事項に関し、審議及び決議を行っています。更に、経営に影響を及ぼすリスク事項の検討、部門ごとの予算進捗状況や業務報告について、全社的な見地とリスク管理の観点から十分な審議と協議を行っております。また適時適切な開示と説明責任を果たすことが重要であることから、取締役会においては情報の共有化を促進し、新たに発生した課題に対しても機動的に対処できる体制を構築しております。また、取締役の業務執行状況を監督しております。

当事業年度の取締役会出席状況

役職名	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役社長	黒田 武志	21	21
社外取締役	高橋 義孝	21	21
監査等委員である取締役	小野田 剛久	17	17
監査等委員である社外取締役	原 陽年	21	21
監査等委員である社外取締役	中井 英一	21	20

c 監査等委員会

当社の監査等委員会は有価証券報告書提出日現在、監査等委員である取締役 3 名（内、社外取締役 2 名）により構成され、常勤の監査等委員である取締役が議長を務めています。監査等委員会は原則的に月一回定期的に開催し、必要あるときは随時開催し、監査等委員である取締役間での情報・意見交換を行うとともに、取締役の職務執行全般を監査し、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、年間監査計画に基づき取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査、会計監査人・内部監査と緊密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上に努めています。なお、監査等委員会の開催回数、個々の監査等委員の出席状況、監査等委員会における具体的な検討内容は、「(3) 監査の状況」をご参照ください。

議長： 常勤の監査等委員である取締役 小野田 剛久

d 経営会議

当社の経営会議は、社長、業務執行役員で構成されており、原則毎月1回以上開催しております。経営会議は、各部門の業務執行状況を確認し、取締役会への報告事項である経営に関する重要な事項の取組み進捗確認を行っております。

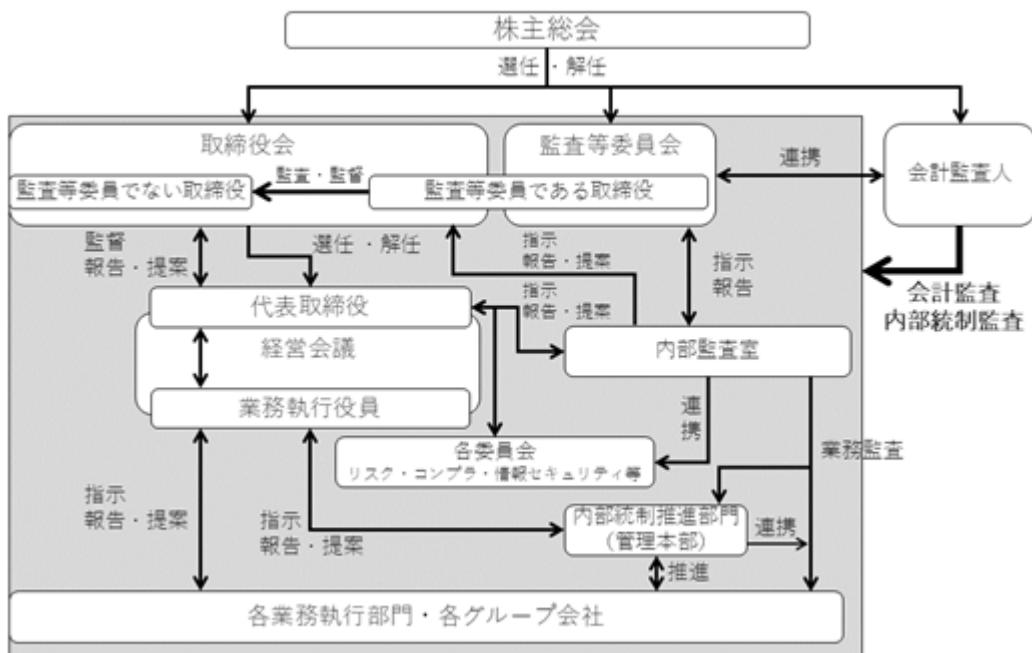
e 内部監査

当社の内部監査は、独立した内部監査組織として2021年12月に内部監査室を設けており、内部監査人を1名選任しています。内部監査計画を立案し、内部監査規程に基づいた内部監査を実施し、監査結果や業務改善事項について、代表取締役社長、取締役会、監査等委員会、監査等委員に報告しております。また、必要に応じて監査等委員会、会計監査人と情報・意見交換を行う等の連携をとることで、監査の有効性や効率性を高めています。

④ コンプライアンス委員会

当社のコンプライアンス委員会は、会社のコンプライアンス体制を統括する組織として、代表取締役社長を委員長とし、社内の委員若干名で構成され、6ヶ月に1回開催しております。コンプライアンス規程に基づいたコンプライアンスに関する重要事項を審議・決定し、その実施状況を監視するとともに、必要に応じて教育を行っております。

なお、これらの模式図は次のとおりあります。



企業統治に関するその他の事項

イ. 内部統制システムの整備の状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2021年12月17日の監査等委員会にて、「内部統制構築の基本方針」を定める決議を行っており、現在その方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

a 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 役職員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「企業憲章」「経営理念」「フィロソフィー」を制定し、役職員はこれを遵守することとしております。具体的には、フィロソフィー冊子の配布、また朝礼等で代表取締役の講話により、企業憲章及び経営理念、そしてフィロソフィーの周知徹底をはかっております。
- (b) 取締役会規程を始めとする社内諸規程を制定し、業務を遂行しております。
- (c) 管理本部をコンプライアンスの統括部署として、コンプライアンス委員会と連携の上、役職員に対する適切な研修体制の構築に努めています。なお、コンプライアンス委員会は、コンプライアンス規程に基づき社長を委員長とし、取締役、事業部長等を委員として構成しており、年2回、各部門の法令遵守の状況や社内の啓蒙活動などコンプライアンス体制の充実に向けた意見の交換を行っております。その他、月次の全体会議においても、適時コンプライアンスに関する啓蒙を行っております。
- (d) 役職員の職務執行の適切性を確保するために、内部監査室を設置し、内部監査規程に基づき内部監査を実施しております。また、内部監査室は必要に応じて監査等委員会並びに監査法人と情報交換し、効率的な内部監査を実施しております。具体的には、四半期ごとに年4回及び必要に応じて情報交換を実施しております。
- (e) 反社会的勢力を断固として排除する姿勢を明確に宣言し、役職員にそれを徹底しております。具体的には、リネットジャパングループ企業憲章で宣言し、反社会的勢力対応規程、反社会的勢力対応マニュアル及び取引先の属性チェックに関するマニュアルを定め運用を行っております。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱いは文書管理規程等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存管理しております。
- (b) 文書管理部署の管理本部は、取締役の閲覧請求に対して、何時でもこれらの文書を閲覧に供するものとしております。

c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係るリスク管理規程を制定し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備しております。具体的には、リスク管理規程に基づき、代表取締役社長を委員長、取締役および事業部長を委員として構成するリスク管理委員会を年2回開催しており、業務管掌取締役が統括して、事業を取り巻く様々なリスクに対して各部門の対応状況等の確認を行い、リスク管理の徹底をはかっております。

d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 定例取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保しております。
- (b) 取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び事業部長（必要に応じて）によって構成する経営会議を毎月開催し、業務執行に関する基本事項及び重要事項を決定し、慎重な意思決定を行う体制を整備しております。
- (c) 日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うために職務分掌規程、職務権限規程等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定のルールに従い業務を分担しております。

e 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) 「企業憲章」「経営理念」「フィロソフィー」をグループ各社で共有し、企業価値の向上と業務の適正を確保しております。
- (b) 内部監査による業務監査により、グループ会社各社の業務全般にわたる職務執行の適切性を確保しております。
- (c) グループ会社各社に取締役及び監査役を派遣し、内部牽制と不正行為の抑止を図る体制を確保しております。

f 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (a) 当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人として内部監査室を配置しており、監査業務の充実のために、必要に応じて、取締役会と監査等委員会、及び内部監査室との協議のうえ、更に補助業務を担当する使用人を配置することいたします。
- (b) 前項の使用人の評価、人事異動、待遇などについては、取締役会と監査等委員会とが意見交換を実施し、監査等委員会の承諾を得ることとします。

g 当社グループの取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

- (a) 取締役及び使用人は、監査等委員会の定めに従い、監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行います。
- (b) 監査等委員会への報告・情報提供は、適時監査等委員である取締役の指定する方法で行います。
- (c) 代表取締役、内部監査室及び管理本部は、監査等委員会と定期的に意見交換を行います。
- (d) 監査等委員である取締役は、取締役会を始め、月次損益会議等の重要な会議体に出席することにより、重要な報告を受ける体制としております。
- (e) 監査等委員会は定期的に監査法人から監査の状況報告を受けることにより監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高めています。

h 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社の財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定め、代表取締役社長の指示のもと、内部監査において、内部統制の整備・運用を行い、社内への周知徹底を図る。

□ . リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制はリスク管理規程に基づき、内部監査にて全社的なリスクを総括的に管理し、さらに部門ごとに部門リスク管理を行う体制を確立しております。

内部監査は、全社及び各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会に報告し、取締役会においては問題点の把握と改善に努めリスク管理体制の点検と見直しをはかっております。

八 . 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社の内部監査部門は、当社及びその子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び取締役会に報告しております。

当社の子会社の管理は関係会社規程に基づき実施し、業績及び経営状況に影響を及ぼす重要事項について、当社取締役会に定期的に報告し、もしくは、事前協議を行う体制を構築しております。

二 . 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び会計監査人との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨定款に定めており、社外取締役及び会計監査人と締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、社外取締役については、法令が規定する額としており、会計監査人については、法令が規定する額としております。

ホ . 保証契約の内容の概要

当社は、定款第29条において取締役（業務執行取締役等である者を除く。）の責任限定契約に関する規定を設けており、これに基づき社外取締役と責任限定契約を締結しております。なお、その概要につきましては、社外取締役は本契約締結後、会社法第423条第1項の責任についてその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として会社に対し損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分は免責される契約内容となっております。

ヘ . 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役、及び管理職従業員を被保険者として、役員賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行使等に起因する損害等については補填の対象外としています。なお、当該保険契約の保険料は、全額会社が負担しております。

ト . 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名以内、監査等委員である取締役は3名とする旨を定款で定めております。

チ. 取締役の選任及び解任の決議要件

当社の取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨定款に定めてあります。また、解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めてあります。

リ. 取締役会で決議できる株主総会決議事項

a. 剰余金の配当等の決定

当社は、機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款で定めてあります。

b. 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めてあります。

ヌ. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めています。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性6名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長 グループCEO	黒田 武志	1965年11月5日	1989年4月 トヨタ自動車株式会社入社 2000年7月 当社設立 代表取締役社長(現任) 2013年3月 リネットジャパン株式会社(現リネット ジャパンリサイクル株式会社)設立 代表 取締役(現任) 2020年11月 ネットオフ株式会社設立 代表取締役(現 任) 2022年7月 リネットジャパングローバルスタッフ株式 会社設立(現リネットジャパンソーシャル プロパティーズ株式会社) 代表取締役 (現任) 2023年12月 株式会社MTG 社外取締役(現任) 2024年10月 RJソーシャルケアグループ株式会社 取締 役(現任)	(注)2	3,133,400
取締役	高橋 義孝	1965年5月31日	1990年4月 アンダーセンコンサルティング入社 1994年3月 ジーエフシー株式会社入社 1999年4月 個人経営コンサルタント業開始(現任) 2008年8月 当社 社外取締役(現任)	(注)2	100
取締役	高橋 理人	1959年4月24日	1982年4月 株式会社リクルート(現株式会社リクルート ホールディングス)入社 2007年9月 楽天株式会社(現楽天グループ株式会社) 入社 2011年10月 同社常務執行役員就任 2013年6月 株式会社LIFULL 社外取締役 2021年3月 アディッシュ株式会社 社外取締役(現 任) 2022年6月 株式会社ウィルグループ 社外取締役(現 任) 2023年5月 株式会社property technologies 社外取 締役(現任) 2025年12月 当社 社外取締役(現任)	(注)2	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (常勤監査等委員)	小野田 剛久	1967年11月19日	1990年4月 株式会社イノアックコーポレーション 入社 2008年9月 当社入社 管理部執行役員 2011年12月 ネットオフ・ソーシャル株式会社 監査役 (現任) 2020年12月 当社 管理本部 経理部長 2021年12月 当社 内部監査室長(現任) 2022年2月 ネットオフ株式会社 監査役(現任) 2023年12月 リネットジャパンソーシャルプロパティーズ株式会社 監査役(現任) 2024年12月 当社 取締役 常勤監査等委員(現任)	(注) 3	6,285
取締役 (監査等委員)	原 陽年	1963年5月14日	1992年10月 朝日監査法人(現:有限責任 あづさ監査法人)入所 1997年4月 公認会計士登録 2000年7月 株式会社アイティット 取締役管理本部長 兼経営企画室長 2001年8月 株式会社インテラセット入社 社長室長 2004年9月 同社 取締役 2004年10月 株式会社エイベックススマネジメントサービス 取締役 2005年9月 株式会社東洋新薬入社 経営企画部長兼管理本部長 2007年10月 アーガル・コンサルティング株式会社設立 取締役(現任) 2008年2月 株式会社アイスタイル 監査役(現任) 2008年8月 株式会社スペースビジョン 取締役 2013年12月 当社 社外監査役 2021年12月 当社 社外取締役 監査等委員(現任)	(注) 3	-
取締役 (監査等委員)	中井 英一	1948年5月20日	1968年4月 三井物産株式会社入社 1976年4月 ドイツ三井物産株式会社 1985年4月 日本通信衛星株式会社(現:スカパーJ S A T株式会社)出向 営業部課長 1993年8月 同社 営業本部長代行兼営業企画部長 1995年12月 株式会社オークネット 顧問 1996年3月 同社 代表取締役副社長 1996年7月 AUCNET USA INC. 取締役社長 2011年12月 株式会社オークネット 最高顧問 2012年1月 株式会社中井ビジネスコンサルタント 代表取締役(現任) 2014年12月 当社 社外監査役 2021年12月 当社 社外取締役 監査等委員(現任)	(注) 3	1,500
計					3,141,285

- (注) 1. 取締役 高橋義孝、高橋理人、原陽年、中井英一は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、2025年9月期に係る定時株主総会終結の時から2026年9月期に係る株主総会終結の時までであります。
3. 監査等委員である取締役の任期は、2025年9月期に係る定時株主総会終結の時から2027年9月期に係る株主総会終結の時までであります。
4. 2024年1月11日付で、「リネットジャパングローバルスタッフ株式会社」は「リネットジャパンソーシャルプロパティーズ株式会社」に社名変更しております。
5. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。補欠の監査等委員である取締役の略歴は以下の通りです。

役職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
補欠取締役 (監査等委員)	葉山 憲夫	1959年7月8日	1984年4月 株式会社自動車ニッポン新聞社 入社 1987年4月 株式会社物流産業新聞 入社 1989年4月 株式会社コア 入社 1994年7月 社会保険労務士登録 葉山社会保険労務士事務所(現 社会保険労務士法人葉山事務所)設立 所長(現任) 2007年4月 特定社会保険労務士付記 2014年11月 株式会社東名 社外監査役(現任) 2016年5月 株式会社医用工学研究所 社外監査役 2016年8月 シェアリングテクノロジー株式会社 社外監査役 2018年6月 コプロホールディングス株式会社 社外取締役(現任) 2020年1月 iCuteテクノロジー株式会社 取締役	-

当社は執行役員制度を導入しております。執行役員の氏名及び役職は以下のとおりであります。

氏名	役職名
中村 俊夫	常務執行役員 リサイクル事業
大谷 栄一	執行役員 管理本部
星野 勝之	執行役員 リユース事業
田辺 信裕	執行役員 C H R O 人事本部長
塚本 幸治	執行役員 マーケティング企画本部長
鈴木 真治	執行役員 ソーシャルケア事業
三好 敏広	執行役員 リサイクル事業
村井 克至	執行役員 財務部、経理部 部長
神谷 陽一	執行役員 リサイクル事業

社外役員の状況

a . 社外取締役

当社の社外取締役は4名であります。

b . 社外取締役及びその兼任先と提出会社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係

社外取締役の高橋義孝は当社の株式を100株および新株予約権6,600株相当分を保有しておりますが、その他に当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はなく、また、兼任先と当社との間についても人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。同氏は、各分野における豊富な経験と幅広い見識に基づき、的確な助言を頂くことで、当社の経営体制をさらに強化できるものと判断して選任しております。

社外取締役の高橋理人は、当社との間に人的関係、資本関係又は取引関係その他利害関係はなく、また、兼任先と当社との間についても人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。同氏は、経営者としての豊富な実績と経験及びデータを活用した新規サービスの開発についての豊富な知見など幅広い分野の知識、経験を有しており、その豊富な経験と幅広い見識に基づき、的確な助言を頂くことで、当社の経営体制をさらに強化できるものと判断して選任しております。

監査等委員である社外取締役の原陽年は当社の新株予約権2,700株相当分を保有しておりますが、その他に当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はなく、また、兼任先と当社との間についても人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。同氏は、公認会計士としての視点から、また、他社における業務執行者及び監査役としての豊富な経験と幅広い見識から、当社の経営全般に関する監督と助言を頂くことで、当社の経営体制をさらに強化できるものと判断して選任しております。

監査等委員である社外取締役の中井英一は当社の新株予約権2,700株相当分を保有しておりますが、その他に当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はなく、また、兼任先と当社との間についても人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。同氏は、他社における業務執行者及び取締役としての豊富な経験と各分野における幅広い見識から、当社の経営全般に関する監督と助言を頂くことで、当社の経営体制をさらに強化できるものと判断して選任しております。

当社においては、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する明確な基準はないものの、社外役員の経歴や独立性を重視し、その要件として当社株式保有を除く、一切の利害関係を認めない方針であります。選任にあたっては、会社法及び金融商品取引所が定める独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役による監督又は監査に期待する機能及び役割につきましては、企業経営、会計財務等に関する経験及び専門的な知見に基づき、社外の視点から監督又は監査することにより、経営監視機能の客觀性及び中立性を確保することにあります。

(3) 【監査の状況】

監査等委員監査の状況

当社の監査等委員会は常勤の監査等委員である取締役 1名及び専門分野の知識・経験を活かし広い視野に立つて助言・提言できる監査等委員である社外取締役 2名で構成されております。監査等委員会は定期的に開催し、監査等委員である取締役間での情報・意見交換を行うとともに、各監査等委員である取締役は監査等委員会が定めた監査方針、業務分担に従い、取締役会のほか重要会議への出席や重要書類の閲覧などを通じて、取締役の職務遂行について監査・監督を実施しております。

なお、監査等委員である社外取締役 原陽年は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております、個々の監査等委員の出席状況は以下のとおりであります。

氏名	監査等委員会
小野田 剛久	14/14回
原 陽年	14/14回
中井 英一	14/14回

監査等委員会における具体的な検討内容は、監査の方針及び監査実施計画、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性等となります。

また常勤監査等委員である取締役の活動として、代表取締役との面談、取締役とのコミュニケーション、重要な会議体への出席及び議事録の確認、稟議類等の閲覧、従業員とのコミュニケーション、内部監査室及び会計監査人からの監査実施状況・結果の報告の確認等を行っております。

内部監査の状況

当社における内部監査体制は、内部監査室を設置し内部監査人を1名専任しております。各部署の監査を年間の監査計画に基づいて実施し、法令遵守、内部統制の実効性などを監査しております。監査結果については取締役会に対し報告を行っております。また、監査等委員会及び会計監査人と相互連携を探るため、適宜情報交換を行っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

監査法人アリア

b. 繙続監査期間

2024年 7月25日以降

c. 業務を執行した公認会計士

代表社員 業務執行社員 茂木 秀俊
代表社員 業務執行社員 山中 康之

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士 2名、その他 5名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社監査等委員会の会計監査人の選任等の手続きに則り、同監査法人の品質管理体制、独立性、専門性並びに監査報酬等を総合的に勘案して選定しております。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、会計監査人の評価基準を定め評価を行っております。また、会計監査人との定期的な意見交換や確認事項の聴取、監査実施状況の報告等を通じて、会計監査人の品質管理体制、監査チームの独立性、専門性の有無、監査の有効性と効率性等について確認を行っております。

その評価及び確認の結果、当社会計監査人である監査法人アリアは問題がないものと判断しております。

g. 監査法人の異動

当社の監査法人は次のとおり異動しております。

前連結会計年度及び前事業年度 PwC Japan 有限責任監査法人
当連結会計年度及び当事業年度 監査法人アリア

なお、臨時報告書（2024年7月25日提出）に記載した事項は次のとおりであります。

(1) 当該異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称

監査法人アリア

退任する監査公認会計士等の名称

PwC Japan 有限責任監査法人

(2) 当該異動の年月日

2024年7月25日

(3) 退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日

2021年12月17日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯

当社は、2024年3月28日付「第24期（2023年9月期）有価証券報告書の提出及び過年度の訂正報告書の提出並びに過年度の決算短信等の訂正に関するお知らせ」にて開示したとおり、当社の連結子会社であるCHAMROEUN MICROFINANCE PLC.（本社：カンボジア王国プノンペン都）において発生した不適切な融資取引により、2023年9月期第1四半期決算、2023年9月期第2四半期決算、2023年9月期第3四半期決算、2023年9月期決算の訂正を行いました。

今後、当社の監査上必要な手続を実施するための監査工数及び監査報酬の負担が増加することを勘案し、同監査法人とも誠実に協議を続けた結果、本日付で監査契約を終了すること及び会計監査人を退任することについて合意いたしました。

当社は、同時に、会計監査人が不在となる事態を回避し、適正な監査業務が継続的に実施される体制を維持するために、新たな会計監査人の選定を行い、本日開催の監査等委員会において、監査法人アリアを一時会計監査人に選任することを決議いたしました。

なお、2024年9月期第3四半期決算については、既に監査法人アリアによる予備調査が開始されており、PwC Japan 有限責任監査法人からは、監査業務の引継ぎについて、協力を得ることができます旨の確約をいただいております。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する意見

退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

監査等委員会の意見

妥当であると判断しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	126,813	-	39,300	-
連結子会社	-	-	-	-
計	126,813	-	39,300	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（a.を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	-	-	-	-
連結子会社	4,821	-	-	-
計	4,821	-	-	-

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社は監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針を定めておりませんが、当社の規模、業務の特性等の観点から監査日数等を勘案して監査報酬を決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、監査等委員会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、監査等委員会において会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行なった結果、妥当であると判断し同意したものであります。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

イ．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定め、取締役会において決議しております。また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

1. 基本方針

役員の報酬等は、世間水準及び経営内容、従業員給与等とのバランスを考慮して決定することを基本方針としております。取締役の個人別の固定報酬の金額は、株主総会で決議された取締役の報酬の限度額の範囲内で、個々の取締役の職責、前年度の業績、従業者の給与水準、経済や社会情勢などを総合的に勘案し決定することとし、取締役会の決議による委任に基づいて、代表取締役社長が決定する。

2. 固定報酬の個人別の報酬等の決定に関する方針

取締役の個人別の固定報酬の金額は、株主総会で決議された取締役の報酬の限度額の範囲内で、個々の取締役の職責、前年度の業績、従業者の給与水準、経済や社会情勢などを総合的に勘案し決定することとする。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の固定報酬の金額は、取締役会の決議による委任に基づいて、代表取締役社長が決定する。

口．役員の報酬等に関する株主総会の決議があるときの、当該株主総会の決議年月日及び当該決議の内容

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2021年12月17日であり、決議の内容は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額（使用人兼務取締役の使用人分の報酬を除く。）は年額3億円（うち社外取締役は年額30百万円以内）、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額1億円とする決議をしております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名（うち社外取締役は1名）、監査等委員である取締役は3名であります。

ハ．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者、当該権限の内容、当該裁量の範囲

当社の役員の報酬等の額の決定権限を有する者は、代表取締役社長であり、その権限の内容及び裁量の範囲は、取締役会の決議によりその全部を再一任しております。

二．当事業年度における役員の報酬等の額の決定過程における取締役会及び委員会等の活動内容

当社の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動は、2021年12月17日開催の取締役会にて取締役報酬の決議をしております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	賞与	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	48,360	48,360	-	-	-	1
取締役（監査等委員）（社外取締役を除く）	6,375	6,375	-	-	-	2
社外役員	12,450	12,450	-	-	-	4

（注）1．役員ごとの報酬等の総額については、1億円以上を支給している役員はありませんので、記載を省略しております。

2．当社は、取締役の使用人兼務部分に対する報酬を支給しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とするために保有する株式を純投資目的である投資株式、その他を純投資目的以外の目的である投資株式と区別しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a . 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

毎年、取締役会にて、全銘柄について保有目的、投資金額、過去1年間の取引状況、配当金等を精査し、保有の適否を判断しております。

2025年度は9月の取締役会にて、個別銘柄を検証し、各銘柄の保有について合理性があると判断しました。

b . 銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (千円)
非上場株式	3	89,664
非上場株式以外の株式	1	55,800

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c . 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数 (株)	株式数 (株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
株式会社MTG	12,000	12,000	取引先との関係の構築、維持及び強化の ため、当社の中長期的な企業価値の向上 に資するため	有
	55,800	18,864		

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2024年10月1日から2025年9月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2024年10月1日から2025年9月30日まで)の財務諸表について、監査法人アリアにより監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナーへの参加・機関紙の購読等情報収集を行っております。また、社外の主催するセミナーに適宜参加し、社内での情報共有を図っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2024年9月30日)	当連結会計年度 (2025年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	880,805	310,622
売掛金	1,943,298	1,931,242
リース投資資産	1,472,712	507,150
商品	307,098	318,550
貯蔵品	15,558	31,184
その他	521,492	428,196
貸倒引当金	89,752	22,537
流動資産合計	4,051,214	2,504,408
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	163,367	176,623
リース資産(純額)	2,155,691	1,411,082
その他(純額)	113,613	3,201,302
有形固定資産合計	2,432,671	2,1789,007
無形固定資産		
のれん	395,833	271,160
顧客関連資産	29,166	-
技術関連資産	128,571	-
ソフトウェア	528,061	550,711
その他	2,505	4,377
無形固定資産合計	1,084,139	826,248
投資その他の資産		
投資有価証券	104,361	3,145,464
長期貸付金	262,755	654,161
デリバティブ債権	-	133,156
長期預け金	-	299,936
繰延税金資産	272,540	383,444
その他	440,703	393,857
貸倒引当金	201,637	87,599
投資その他の資産合計	878,722	1,922,422
固定資産合計	4,395,534	4,537,678
繰延資産	3,089	606
資産合計	8,449,837	7,042,694

(単位 : 千円)

	前連結会計年度 (2024年9月30日)	当連結会計年度 (2025年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	56,312	67,597
短期借入金	4 2,011,126	3, 4 1,941,666
1年内返済予定の長期借入金	396,604	3 209,845
未払金	396,915	308,441
未払費用	299,551	419,957
リース債務	109,436	70,232
未払法人税等	13,135	28,329
賞与引当金	76,043	2,868
その他	1 553,809	1 305,820
流動負債合計	3,912,935	3,354,758
固定負債		
社債	32,000	15,000
長期借入金	429,094	588,308
リース債務	3,553,560	1,884,290
訴訟損失引当金	43,441	5,124
繰延税金負債	47,546	2,944
その他	98,772	98,761
固定負債合計	4,204,415	2,594,429
負債合計	8,117,350	5,949,187
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,249,973	1,250,535
資本剰余金	335,182	335,744
利益剰余金	828,838	706,754
自己株式	94	120
株主資本合計	756,222	879,404
 その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	5,469	21,724
為替換算調整勘定	494,477	80,611
その他の包括利益累計額合計	499,946	102,336
 新株予約権	34,104	34,137
 非支配株主持分	42,105	77,627
 純資産合計	332,486	1,093,506
負債純資産合計	8,449,837	7,042,694

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
営業収益		
売上高	1 10,725,189	1 10,412,149
金融収益	951,775	-
営業収益合計	11,676,964	10,412,149
営業原価		
売上原価	3 2,611,968	3 2,581,311
金融費用	389,194	-
営業原価合計	3,001,163	2,581,311
売上総利益	8,113,220	7,830,837
営業総利益	8,675,801	7,830,837
販売費及び一般管理費	2 9,939,251	2 7,529,624
営業利益又は営業損失()	1,263,450	301,213
営業外収益		
受取利息	43,242	12,106
助成金収入	32,105	33,337
デリバティブ評価益	-	133,156
為替差益	17,860	15,138
貸倒引当金戻入額	66,525	92,291
その他	57,373	27,812
営業外収益合計	217,106	313,843
営業外費用		
支払利息	82,235	89,017
持分法による投資損失	1,821	-
支払手数料	7,323	25,116
その他	46,838	4,378
営業外費用合計	138,218	118,512
経常利益又は経常損失()	1,184,562	496,543
特別利益		
固定資産売却益	4 19,719	4 37,362
事業譲渡益	23,000	-
受取保険金	10,000	-
関係会社株式売却益	-	341,257
その他	4,596	32,360
特別利益合計	57,316	410,980
特別損失		
固定資産除却損	5 616	5 12,589
固定資産売却損	6 16	6 5,474
減損損失	7 31,824	-
貸倒引当金繰入額	143,640	-
海外金融事業に係る臨時損失	367,277	-
関係会社株式売却損	297,032	400,248
その他	32,606	25,622
特別損失合計	873,015	443,934
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	2,000,261	463,588
法人税、住民税及び事業税	42,447	54,045
法人税等調整額	168,132	121,510
法人税等合計	125,685	67,465
当期純利益又は当期純損失()	1,874,576	531,053
非支配株主に帰属する当期純利益	8,146	33,628
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()	1,882,722	497,425

【連結包括利益計算書】

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2023年10月 1日 至 2024年 9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月 1日 至 2025年 9月30日)
当期純利益又は当期純損失()	1,874,576	531,053
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	408	27,193
為替換算調整勘定	367,244	576,982
その他の包括利益合計	366,836	604,176
包括利益	2,241,412	1,135,230
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,247,477	1,099,708
非支配株主に係る包括利益	6,064	35,521

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,718,666	492,540	72,113	94	2,138,998
当期変動額					
資本金から資本剰余金への振替	718,666	718,666			-
資本剰余金から利益剰余金への振替		1,125,997	1,125,997		-
新株の発行（第三者割当増資）	249,973	249,973			499,947
親会社株主に帰属する当期純損失（）			1,882,722		1,882,722
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	468,693	157,357	756,724	-	1,382,775
当期末残高	1,249,973	335,182	828,838	94	756,222

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	5,877	129,314	135,191	7,759	36,326	2,047,893
当期変動額						
資本金から資本剰余金への振替						-
資本剰余金から利益剰余金への振替						-
新株の発行（第三者割当増資）						499,947
親会社株主に帰属する当期純損失（）						1,882,722
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	408	365,162	364,754	26,345	5,778	332,630
当期変動額合計	408	365,162	364,754	26,345	5,778	1,715,406
当期末残高	5,469	494,477	499,946	34,104	42,105	332,486

当連結会計年度（自 2024年10月 1 日 至 2025年 9 月30日）

(単位 : 千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,249,973	335,182	828,838	94	756,222
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	562	562			1,124
親会社株主に帰属する当期純利益			497,425		497,425
自己株式の取得				25	25
分割型の会社分割による減少			375,341		375,341
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	562	562	122,083	25	123,182
当期末残高	1,250,535	335,744	706,754	120	879,404

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	5,469	494,477	499,946	34,104	42,105	332,486
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）						1,124
親会社株主に帰属する当期純利益						497,425
自己株式の取得						25
分割型の会社分割による減少						375,341
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	27,193	575,089	602,283	32	35,521	637,837
当期変動額合計	27,193	575,089	602,283	32	35,521	761,019
当期末残高	21,724	80,611	102,336	34,137	77,627	1,093,506

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位 : 千円)

	前連結会計年度 (自 2023年10月 1日 至 2024年 9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月 1日 至 2025年 9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	2,000,261	463,588
減価償却費	306,019	244,908
のれん償却額	75,942	61,441
受取利息及び受取配当金	43,742	12,106
支払利息	82,235	89,017
為替差損益(は益)	14,124	16,220
デリバティブ評価損益(は益)	-	133,156
関係会社株式売却損益(は益)	297,032	58,990
海外金融事業に係る臨時損失	192,687	-
売上債権の増減額(は増加)	9,934	192,492
営業貸付金の増減額(は増加)	1,229,690	-
リース投資資産の増減額(は増加)	44,378	23,375
棚卸資産の増減額(は増加)	24,977	30,142
未収収益の増減額(は増加)	64,021	766
仕入債務の増減額(は減少)	1,442	12,269
未払金の増減額(は減少)	88,111	27,563
未払費用の増減額(は減少)	2,764	125,205
前受金の増減額(は減少)	108,437	293,626
賞与引当金の増減額(は減少)	15,376	73,175
貸倒引当金の増減額(は減少)	884,141	125,861
その他	33,151	49,903
小計	973,279	225,122
利息及び配当金の受取額	42,463	14,256
利息の支払額	86,043	84,248
法人税等の支払額	82,788	38,511
海外金融事業に係る臨時損失の支払額	192,687	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	654,223	116,618
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	203,618	3,400
定期預金の払戻による収入	239,985	189,261
有形固定資産の取得による支出	77,193	188,929
無形固定資産の取得による支出	243,643	181,620
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	2 940,105	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	-	2 191,700
貸付金の回収による収入	10,482	67,825
長期預け金の預入による支出	-	300,000
投資有価証券の取得による支出	84,800	-
その他	32,340	24,816
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,331,233	200,345
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	413,196	60,334
長期借入れによる収入	161,390	374,836
長期借入金の返済による支出	1,821,632	403,430
社債の償還による支出	57,000	47,000
リース債務の返済による支出	69,472	101,413
株式の発行による収入	499,947	1,120
その他	3,377	7,316
財務活動によるキャッシュ・フロー	876,948	243,538
現金及び現金同等物に係る換算差額	83,207	16,020
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,470,751	343,286
現金及び現金同等物の期首残高	2,121,240	649,708
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	779	-
現金及び現金同等物の期末残高	1 649,708	1 306,422

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1)連結子会社の数 10社

連結子会社名は、「第1 企業の概況 4関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。

なお、当連結会計年度において、連結子会社である株式会社アニスピホールディングスのフランチャイズ本部事業を会社分割（新設分割）により新設会社に承継させた上で、新設会社の発行済全株式を譲渡したため、新設会社及びその子会社である株式会社福祉建設、株式会社福祉アセットマネジメントを連結の範囲から除外しており、分割会社である株式会社アニスピホールディングスは、2024年11月14日付でSCJ株式会社へ商号変更をしております。

また、RENET JAPAN (CAMBODIA) CO., LTD. 及びRENET JAPAN INTERNATIONAL PTE. LTD. の発行済全株式を譲渡したため、同社及びRENET JAPAN INTERNATIONAL PTE. LTD. の子会社であるPREVOIR(KAMPUCHEA) MICRO LIFE INSURANCE PLC. を連結の範囲から除外しております。

(2)主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社

一般社団法人地域SDGs創生ネットワーク

(連結の範囲から除いた理由)

一般社団法人地域SDGs創生ネットワークは、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等はいずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

(1)持分法適用の関連会社数

該当の子会社及び関連会社はありません。

(2)持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

持分法を適用していない非連結子会社（一般社団法人地域SDGs創生ネットワーク）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日	
RENET JAPAN (CAMBODIA) HR CO., LTD.	12月31日	1
MOBILITY FINANCE(CAMBODIA) PLC.	12月31日	2

1 連結子会社の決算日は12月末日であり、連結決算日との差異が3ヶ月を超えることから、連結決算日に本決算に準じた仮決算に基づき、連結しております。

2 連結子会社の決算日は12月末日であり、連結決算日との差異が3ヶ月を超えることから、6月末で実施した仮決算に基づき、連結しております。連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3 上記以外の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1)重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

棚卸資産

イ 商品

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

ロ 貯蔵品

最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務

時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8～24年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また、一部の在外子会社では国際財務報告基準第9号「金融商品」を適用し、予想信用損失に基づく減損モデルを使用し、期末日時点における信用リスクに応じて必要額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、当連結会計年度負担額を計上しております。

訴訟損失引当金

加盟店からの訴訟による将来的な損失額を合理的に見積もり、期末日時点における必要額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、リユース・リサイクル事業、ソーシャルケア事業の各報告セグメントのもとで事業展開し、商品の販売、サービスの提供等を行っており、それぞれ以下の通り収益を認識しております。

リユース事業

当事業では、自社サイトでの宅配買取・販売サービスを提供しており、顧客への商品引渡し時点に履行義務が充足されると判断し、当該引渡し時点で収益を認識しております。なお、当事業では他社が運営するポイントプログラムに係るポイント相当額については、顧客に対する商品販売の履行義務に係る取引価格の算定において、第三者のために回収する金額として、取引価格から控除し収益を認識しております。履行義務の対価は、履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

小型家電リサイクル事業

当事業では、不用となった使用済小型電子機器等を宅配便で回収するサービス等を提供しており、顧客へのサービス提供完了時点において履行義務が充足されると判断し、当該サービス提供完了時点で収益を認識しております。履行義務の対価は、履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

障がい福祉事業

当事業では、就労継続支援B型事業所の開設と自立のための生活支援サービス等を提供しており、顧客へのサービス提供完了時点において履行義務が充足されると判断し、当該サービス提供完了時点で収益を認識しております。履行義務の対価は、履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

人材送り出し事業

当事業では、自動車整備士を中心に、カンボジア技能実習生を日本へ送り出すサービスを提供しており、顧客への人材送り出しサービス提供完了時点において履行義務が充足されると判断し、当該サービス提供完了時点で収益を認識しております。履行義務の対価は、履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、投資効果の発言する期間を合理的に見積り、その見積期間に応じて均等償却しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、仮決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の利息

ヘッジ方針

当社は、借入金の金利変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

繰延資産の処理方法

(1) 創立費

5年間で均等償却しております。

(2) 株式交付費

3年間で均等償却しております。

(3) 社債発行費

社債の償還までの期間にわたり均等償却しております。

(重要な会計上の見積り)

(1) 固定資産の減損損失

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
有形固定資産	2,432,671	1,789,007
無形固定資産	1,084,139	826,248
減損損失	31,824	-

識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

資産グループについては、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出し、継続的に収支の把握がなされる最小の管理会計上の単位に基づきグループ化を行っており、各会社を基本単位としております。減損の兆候を識別するにあたって、過去の業績及び中期経営計画に基づく予算を考慮して、継続的な営業赤字、経営環境の著しい悪化、事業計画との乖離がないかを検討しております。

減損の兆候が認められる資産グループについては、当該グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めない場合は零として評価しております。

割引前将来キャッシュ・フローは、過去の実績データ、業界の動向等を織り込んだグループ各社の将来予測に基づいて計算しており、当該予測には重要な仮定として売上高成長率を含んでおります。

なお、当連結会計年度において、減損の兆候の有無を検討した結果、資産グループの固定資産について減損の兆候は識別されておりません。

上記の仮定は経営者の最善の見積りによって決定されておりますが、将来の経済情勢や経営環境の著しい変化などにより影響を受ける可能性があります。経済情勢等の著しい変化により、仮定の見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表に影響を与える可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	272,540	383,444

識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に基づき、繰延税金資産の回収可能性の検討を行っております。当連結会計年度末において将来の合理的な見積可能期間の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づいて、回収可能な将来減算一時差異を繰延税金資産に計上しております。

繰延税金資産の回収可能性は、当社グループの事業計画を基礎として見積っておりますが、当該事業計画は、将来の経済情勢や経営環境の著しい変化などによる重要な不確実性を考慮に入れた一定の仮定のもとで判断しております。

上記の仮定は経営者の最善の見積りによって決定されておりますが、将来の経済情勢や経営環境の著しい変化などにより影響を受ける可能性があります。経済情勢等の著しい変化により、仮定の見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表に影響を与える可能性があります。

(3) 企業結合により取得したのれん及び無形資産
当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
のれん	395,833	271,160
顧客関連資産	29,166	-
技術関連資産	128,571	-

識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、新たな事業領域への進出、既存事業の強化等を図るため、企業結合を事業拡大手法の1つとして考えております。

企業結合により取得したのれん及び無形資産は、支配獲得日における時価で認識しております。企業結合時の取得対価の配分に際しては、経営者の判断及び見積りが、連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。企業結合により識別したのれん及び無形資産は、取得時の将来キャッシュ・フローに基づき測定しておりますが、当該将来キャッシュ・フローには将来の加盟店や利用者数の増加及び割引率や割引率等の主要な仮定が含まれております。

上記の仮定は、経営者の最善の見積りによって決定されておりますが、将来の経済情勢や経営環境の著しい変化などにより影響を受ける可能性があります。経済情勢等の著しい変化により、仮定の見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表に影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年9月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました「長期貸付金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、投資その他の資産の「その他」に表示していた703,458千円は、「長期貸付金」262,755千円、「その他」440,703千円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

1 顧客との契約から生じた債権については、「売掛金」に含まれております。契約負債については、流動負債の「その他」に含まれております。顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）3.顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報」に記載しております。

2 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2024年9月30日)	当連結会計年度 (2025年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	873,230千円	621,905千円

(注) 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

3 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年9月30日)	当連結会計年度 (2025年9月30日)
有形固定資産「その他」（土地）	-千円	69,266千円
投資有価証券	-千円	55,800千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年9月30日)	当連結会計年度 (2025年9月30日)
短期借入金	-千円	500,000千円
1年内返済予定の長期借入金	-千円	10,019千円

4 当社グループは、資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントラインに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年9月30日)	当連結会計年度 (2025年9月30日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	2,050,000千円	1,650,000千円
借入実行残高	1,950,000	1,650,000
差引額	100,000	-

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
給料及び手当	2,900,754千円	2,161,495千円
賞与引当金繰入額	70,015	91,594
貸倒引当金繰入額	646,646	33,454
荷造運搬費	577,867	593,174
広告宣伝費	1,577,875	1,300,099
支払手数料	1,259,315	1,166,809

3 期末棚卸高は収益性の低下による簿価切下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損又は棚卸資産評価損の洗替による戻入額（）が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
	626千円	2,742千円

4 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
建物及び構築物	3,318千円	510千円
リース資産	-	15,929
その他（車両運搬具）	16,401	-
その他（工具、器具及び備品）	-	8,592
その他（一括償却資産）	-	12,330
計	19,719	37,362

5 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
建物及び構築物	177千円	5,571千円
その他（機械及び装置）	-	7,018
その他（工具、器具及び備品）	438	-
計	616	12,589

6 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
建物及び構築物	-	4,493
リース資産	-	72
その他（工具、器具及び備品）	16	576
その他（一括償却資産）	-	331
計	16	5,474

7 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

（1）減損損失を認識した資産

場所	用途	種類	減損損失（千円）
東京都千代田区他	事業用資産	建物及び構築物	17,745
		その他（工具、器具及び備品）	302
		のれん	13,776

（2）減損損失の概要

収益性の低下が見込まれるグループホームの運営にかかる事業用資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減損処理しております。これらの結果、ソーシャルケア事業において31,824千円の減損損失を計上しております。

（3）資産のグルーピングの方法

資産のグルーピングは、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の事業別区分や投資の意思決定を行う際の単位を基礎として資産のグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

（4）回収可能価額の算定方法

当社グループの回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことから零として算定しております。

当連結会計年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2023年10月 1日 至 2024年 9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月 1日 至 2025年 9月30日)
その他有価証券評価差額金 :		
当期発生額	408千円	36,936千円
組替調整額	-	-
法人税等及び税効果調整前	408	36,936
法人税等及び税効果額	-	9,742
その他有価証券評価差額金	408	27,193
為替換算調整勘定 :		
当期発生額	84,900	20,854
組替調整額	452,145	597,837
為替換算調整勘定	367,244	576,982
その他の包括利益合計	366,836	604,176

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

1 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注)	12,562,000	2,040,600	-	14,602,600
合計	12,562,000	2,040,600	-	14,602,600
自己株式				
普通株式	71	-	-	71
合計	71	-	-	71

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加2,040,600株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	34,104
合計			-	-	-	-	34,104

3 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

1 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式(注)1.	14,602,600	2,000	-	14,604,600
合計	14,602,600	2,000	-	14,604,600
自己株式				
普通株式(注)2.	71	60	-	131
合計	71	60	-	131

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加2,000株は、ストック・オプションの行使によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の増加60株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	34,137
合計			-	-	-	-	34,137

3 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおり
であります。

	前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
現金及び預金	880,805千円	310,622千円
預入期間が3か月を超える定期預金	231,096	4,200
現金及び現金同等物	649,708	306,422

- 2 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

株式の売却によりCHAMROEUN MICROFINANCE PLC.が連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに株式の売却価額と売却による支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	5,346,025千円
固定資産	948,990
流動負債	3,480,785
固定負債	2,050,417
為替換算調整勘定	454,999
関係会社株式売却損	297,032
株式売却額	11,781
未収入金	11,781
現金及び現金同等物	940,105
差引：売却による支出	940,105

当連結会計年度(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

- (1) 株式の売却により株式会社アニスピホールディングス及びその子会社が連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに株式の売却価額と売却による収入との関係は以下の通りであります。

流動資産	1,446,972千円
固定資産	443,391
流動負債	81,045
固定負債	1,445,204
利益剰余金	375,040
株式売却益	260,926
株式の売却価額	250,000
現金及び現金同等物	32,600
差引：売却による収入	217,399

- (2) 株式の売却によりRENET JAPAN INTERNATIONAL PTE. LTD.及びその子会社が連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに株式の売却価額と売却による支出との関係は以下の通りであります。

流動資産	55,526千円
固定資産	35,036
流動負債	61,389
固定負債	128,856
為替換算調整勘定	24,350
株式売却益	80,330
株式の売却価額	5,000
現金及び現金同等物	21,683
差引：売却による支出	16,683

- (3) 株式の売却によりRENET JAPAN (CAMBODIA) CO., LTD.が連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに株式の売却価額と売却による支出との関係は以下の通りであります。

流動資産	110,880千円
固定資産	9,689
流動負債	30,364
固定負債	292,658
為替換算調整勘定	603,701
株式売却損	400,248
株式の売却価額	1,000
現金及び現金同等物	10,016
差引：売却による支出	9,016

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産 主として、電気設備であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産 主として、建物及び構築物であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. ファイナンス・リース取引(貸主側)

(1) リース投資資産の内訳

流動資産

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2024年9月30日)	当連結会計年度 (2025年9月30日)
リース料債権部分	1,604,153	694,058
受取利息相当額	131,440	186,907
リース投資資産	1,472,712	507,150

(2) リース投資資産に係るリース料債権部分の連結決算日後の回収予定額

前連結会計年度(2024年9月30日)

流動資産

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2024年9月30日)					
	1年内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース投資資産	70,025	41,154	40,546	41,742	43,205	1,236,037

当連結会計年度(2025年9月30日)

流動資産

(単位:千円)

	当連結会計年度 (2025年9月30日)					
	1年内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース投資資産	18,424	15,525	15,345	15,742	16,148	425,964

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは資金計画に基づき、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及びリース投資資産は、顧客の信用リスクに晒されております。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程等に従い、営業債権について各事業部門における営業担当が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財政状態等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当連結会計年度の連結貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額により表わされております。

市場リスク（金利・為替の変動リスク）の管理

当社グループは、各金融機関の借入金利の一覧表を定期的に作成・更新し、借入金利の変動状況をモニタリングしております。

当社グループは、外貨建金銭債権債務については、為替変動の状況をモニタリングしております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき管理本部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

デリバティブ取引に係る市場価格の変動リスクの管理

デリバティブ取引は、当社普通株式に係る時価と先渡価格の差額に基づく取引であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に当社の株価や市場動向をモニタリングしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2024年9月30日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 売掛金 貸倒引当金（ 1 ）	943,298		
	65,195		
	878,103	878,103	-
(2) リース投資資産 貸倒引当金（ 2 ）	1,472,712		
	2,364		
	1,470,347	1,470,347	-
(3) 投資有価証券（ 9 ）	18,864	18,864	-
資産計	2,367,315	2,367,315	-
(1) 社債（ 3 ）	79,000	94,986	15,986
(2) 長期借入金（ 4 ）	825,698	813,185	12,512
(3) リース債務（ 5 ）	3,662,997	3,757,839	94,842
負債計	4,567,695	4,666,011	98,316
デリバティブ取引（ 6 ）	-	-	-

当連結会計年度（2025年9月30日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 売掛金 貸倒引当金（ 1 ）	931,242		
	18,611		
(2) リース投資資産 貸倒引当金（ 2 ）	912,630	912,630	-
	507,150		
(3) 投資有価証券（ 9 ）	1,426		
	505,724	505,724	-
資産計	55,800	55,800	-
(1) 社債（ 3 ）	1,474,155	1,474,155	-
(2) 長期借入金（ 4 ）	32,000	31,298	701
(3) リース債務（ 5 ）	798,153	779,096	19,056
負債計	1,954,522	1,742,793	211,729
デリバティブ取引（ 6 ）	2,784,676	2,553,188	231,487
	133,156	133,156	-

- (1) 売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。
- (2) リース投資資産に計上している貸倒引当金を控除しております。
- (3) 1年内償還予定の社債を含んでおります。
- (4) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。
- (5) 1年内支払予定のリース債務を含んでおります。
- (6) デリバティブ取引によって生じた正味の債権債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。
- (7) 現金及び預金については、現金であること、及び預金については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (8) 買掛金及び短期借入金、未払金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (9) 市場価格のない株式等については、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (2024年9月30日)	当連結会計年度 (2025年9月30日)
非上場株式	85,497千円	89,664千円

(注1)金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2024年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	880,805	-	-	-
売掛金	916,392	26,906	-	-
リース投資資産	70,025	166,648	240,770	995,266
合計	1,867,223	193,555	240,770	995,266

当連結会計年度(2025年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	310,622	-	-	-
売掛金	931,242	-	-	-
リース投資資産	18,424	62,761	86,315	339,649
合計	1,260,289	62,761	86,315	339,649

(注2)社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2024年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	2,011,126	-	-	-	-	-
社債	47,000	17,000	7,000	8,000	-	-
長期借入金	396,604	156,853	65,038	53,942	39,012	114,249
リース債務	109,436	114,409	105,966	108,947	111,704	3,112,533
合計	2,564,167	288,262	178,004	170,889	150,716	3,226,782

当連結会計年度（2025年9月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	1,941,666	-	-	-	-	-
社債	17,000	7,000	8,000	-	-	-
長期借入金	209,845	228,915	106,934	92,004	83,234	77,221
リース債務	70,232	59,218	60,221	60,232	60,518	1,644,099
合計	2,238,743	295,134	175,155	152,236	143,752	1,721,320

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2024年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	18,864	-	-	18,864
デリバティブ取引				
自社株価予約取引	-	-	-	-
資産計	18,864	-	-	18,864

当連結会計年度（2025年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	55,800	-	-	55,800
デリバティブ取引				
自社株価予約取引	-	133,156	-	133,156
資産計	55,800	133,156	-	188,956

（2）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2024年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	-	878,103	-	878,103
リース投資資産	-	1,470,347	-	1,470,347
資産計	-	2,348,451	-	2,348,451
社債	-	94,986	-	94,986
長期借入金	-	813,185	-	813,185
リース債務	-	3,757,839	-	3,757,839
負債計	-	4,666,011	-	4,666,011

当連結会計年度（2025年9月30日）

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	-	912,630	-	912,630
リース投資資産	-	505,724	-	505,724
資産計	-	1,418,355	-	1,418,355
社債	-	31,298	-	31,298
長期借入金	-	779,096	-	779,096
リース債務	-	1,742,793	-	1,742,793
負債計	-	2,553,188	-	2,553,188

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

売掛金

売掛金のうち割賦売掛金については、将来キャッシュ・フローを市場金利等の指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース投資資産

時価の算定については、将来キャッシュ・フローを市場金利等の指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債(1年内に償還予定のものを含む)

時価の算定については、元利金の合計額を、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金(1年内に返済予定のものを含む)

時価の算定については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務(1年内に支払予定のものを含む)

時価の算定については、元利金の合計額を、同様の新規契約を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

自社株価予約取引の時価は当社普通株式に係る時価と先渡価格の差額に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

その他有価証券

前連結会計年度(2024年9月30日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	小計	-	-	-
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	104,361	109,830	5,469
	小計	104,361	109,830	5,469
合計		104,361	109,830	5,469

当連結会計年度(2025年9月30日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	55,800	24,333	31,467
	小計	55,800	24,333	31,467
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	89,664	89,664	-
	小計	89,664	89,664	-
合計		145,464	113,997	31,467

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

前連結会計年度(2024年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2025年9月30日)

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち1年 超(千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の 取引	自社株価予約取引	299,936	299,936	133,156	133,156
合計		299,936	299,936	133,156	133,156

(注)自社株価予約取引の時価は当社普通株式に係る時価と先渡価格の差額に基づき、算定しております。

(ストック・オプション等関係)

1 . ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2 . ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
	第14回新株予約権	第15回新株予約権	第16回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 1名	社外協力者 1名	社外協力者 1名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式271,500株	普通株式226,200株	普通株式181,000株
付与日	2017年 9月19日	2017年 9月19日	2017年 9月19日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使条件は「第4 提出会社の状況 1株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使条件は「第4 提出会社の状況 1株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使条件は「第4 提出会社の状況 1株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2020年 1月 1日から 2027年 9月 18日まで	2023年 1月 1日から 2027年 9月 18日まで	2028年 1月 1日から 2029年 9月 18日まで

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
	第20回新株予約権	第21回新株予約権	第22回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名	社外協力者 1名	当社取締役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式900,000株	普通株式150,000株	普通株式1,000,000株
付与日	2021年 1月 8日	2022年 4月 12日	2024年 9月 6日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使条件は「第4 提出会社の状況 1株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使条件は「第4 提出会社の状況 1株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使条件は「第4 提出会社の状況 1株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2021年 1月 8日から 2031年 1月 7日まで	2025年 4月 12日から 2032年 4月 11日まで	2024年 9月 6日から 2029年 9月 5日まで

会社名	提出会社
	第23回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 7名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式69,500株
付与日	2025年 4月 3日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使条件は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	2027年 1月 1日から 2035年 4月 2日まで

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2025年9月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社						
	第14回 新株予約権	第15回 新株予約権	第16回 新株予約権	第20回 新株予約権	第21回 新株予約権	第22回 新株予約権	第23回 新株予約権
権利確定前（株）							
前連結会計年度末	-	-	181,000	-	150,000	-	-
付与	-	-	-	-	-	-	69,500
失効	-	-	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-	-	-
未確定残	-	-	181,000	-	150,000	-	69,500
権利確定後（株）							
前連結会計年度末	128,800	224,400	-	900,000	-	1,000,000	-
権利確定	-	-	-	-	-	-	-
権利行使	2,000	-	-	-	-	-	-
失効	500	62,900	-	-	-	-	-
未行使残	126,300	161,500	-	900,000	-	1,000,000	-

単価情報

会社名	提出会社						
	第14回新株 予約権	第15回新株 予約権	第16回新株 予約権	第20回新株 予約権	第21回新株 予約権	第22回新株 予約権	第23回新株 予約権
権利行使価格（円）	560	560	560	585	497	258	269
行使時平均株価（円）	955	-	-	-	-	-	-
付与日における公正な 評価単価（円）	200	100	100	600	1,100	100	200

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

4. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|---------------------------------|-------------|
| (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 | 1,029,915千円 |
| (2) 当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額 | 790千円 |

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年9月30日)	当連結会計年度 (2025年9月30日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注)	725,330千円	1,250,756千円
賞与引当金	30,448	34,616
未払事業税	3,354	9,621
商品評価損	188	-
減損損失	10,537	-
関係会社評価損	119,578	-
貸倒引当金	87,154	146,622
その他	78,732	72,181
繰延税金資産小計	1,055,324	1,513,797
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	572,964	907,101
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	201,929	196,215
評価性引当額小計	774,893	1,103,317
繰延税金資産合計	280,431	410,479
繰延税金負債		
在外子会社等の留保利益	3,350	6,495
顧客関連資産	8,770	-
技術関連資産	38,661	-
その他有価証券評価差額金	-	9,742
その他	4,654	13,741
繰延税金負債合計	55,437	29,979
繰延税金資産の純額	224,994	380,500

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2024年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金()	7,105	18,803	257,624	143,465	40,462	257,869	725,330
評価性引当額	7,105	18,803	257,624	143,465	40,462	105,503	572,964
繰延税金資産	-	-	-	-	-	152,366	152,366

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2025年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金()	15,330	-	2,261	2,671	3,886	1,226,606	1,250,756
評価性引当額	15,330	-	2,261	2,671	3,886	882,952	907,101
繰延税金資産	-	-	-	-	-	343,654	343,654

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因
となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年9月30日)	当連結会計年度 (2025年9月30日)
法定実効税率	-	30.1%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	1.2
住民税均等割	-	2.0
評価性引当額の増減	-	53.9
のれん償却額	-	4.0
その他	-	2.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	14.6

(注) 前連結会計年度は、税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年10月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.1%から31.0%に変更し計算しております。

この税率変更による影響は軽微であります。

4. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日)に従っております。

(企業結合等関係)

(会社分割及び子会社株式の譲渡)

当社は、2024年9月30日開催の取締役会において、当社連結子会社である株式会社アニスピホールディングスのフランチャイズ本部事業を会社分割(新設分割)により新設会社に承継させた上で、株式会社アニスピに新設会社の株式を譲渡することを決議し、2024年11月1日に譲渡しております。

また、株式会社アニスピホールディングスは、2024年11月14日付でSCJ株式会社へ商号変更をしております。

1. 共通支配下の取引等

(1) 取引の概要

対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称 フランチャイズ本部事業

事業の内容 新規加盟店の開発等

会社分割日

2024年11月1日

会社分割の法的形式

株式会社アニスピホールディングス(2024年11月14日付で「SCJ株式会社」へ商号変更)を分割会社とし、新設会社「株式会社アニスピHD」に承継する新設分割であります。

分割後企業の名称

株式会社アニスピHD

その他取引の概要に関する事項

本会社分割は株式譲渡を目的として実施したものです。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

2. 事業分離

(1) 事業分離の概要

分離先企業の名称

株式会社アニスピ

分離した事業の内容

フランチャイズ本部事業

事業分離を行った主な理由

当社グループは「収益と社会性の両立モデルの構築」を経営理念に掲げ、リユース事業、小型家電リサイクル事業、ソーシャルケア事業及び人材送出し事業を展開しております。このうち、小型家電リサイクル事業については、退蔵パソコン等に含まれる、いわゆる“都市鉱山”的リサイクルとパソコン分解工程での知的障がい者雇用の創造という形で社会課題の解決を目指しています。また、当社グループは、この障がい者雇用の取り組みをきっかけとして、ソーシャルケア事業を立ち上げ、お住いの提供という形で障がい者グループホーム事業に進出いたしました。

2023年4月に障がい者向けグループホームのリーディングカンパニーである株式会社アニスピホールディングス（以下、「アニスピホールディングス社」という）を連結子会社化いたしました。アニスピホールディングス社は、フランチャイズ本部事業と首都圏を中心に65棟を運営する直営事業がありますが、フランチャイズ本部事業は新規加盟店の加盟店中心のフロー型収益構造、直営事業はストック型の収益構造という特徴があります。そして、ストック型収益構造の直営部門と、収益ボラティリティが高いフロー型のフランチャイズ部門では、事業運営スタイルが異なることが明確となり、それぞれの成長を実現するためには事業を切り分けることが最良の選択であるとの結論に至り、本事業を本会社分割により新設会社に承継させた上で、本株式譲渡を行うことを決定いたしました。当社は、既に収益改善を果たしたグループホーム直営施設運営に特化し、障がい者の受け入れを積極的に進め安定的に事業拡大を目指して参ります。

事業分離日

2024年11月1日

法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

（2）実施した会計処理の概要

移転損益の金額

関係会社株式売却益 260,926千円

移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	1,446,972千円
固定資産	244,047千円
資産合計	1,691,019千円
流動負債	81,045千円
固定負債	1,398,127千円
負債合計	1,479,173千円

会計処理

譲渡した株式の連結上の帳簿価額と譲渡価額との差額を「関係会社株式売却益」として特別利益に計上しております。

（3）分離した事業が含まれていた報告セグメント

ソーシャルケア事業

（4）当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高 36,079千円

営業利益 1,040千円

（子会社株式の譲渡）

当社は、当社の連結子会社であるRENTE JAPAN INTERNATIONAL PTE. LTD.（本社：シンガポール共和国、以下「RJI社」）の発行済全株式を、日本でPR事業を行い今後海外にて投資事業を展開する個人に譲渡し、RJI社を連結の範囲から除外しております。

また、RJI社はPREVOIR (KAMPUCHEA) MICRO LIFE INSURANCE PLC.（本社：カンボジア王国、以下「PKMI社」）の株式を87.3%所有しているため、本株式譲渡に伴い、PKMI社を連結の範囲から除外しております。

1. 事業分離の概要

（1）分離先企業の名称

個人1名（資本関係や人的関係、取引関係はなく、関連当事者にも該当していません。）

（2）分離した事業の内容

海外事業の統括

(3)事業分離を行った主な理由

当社は、新たな成長戦略として「ESモデル」を掲げ、小型家電リサイクル事業（E）と、ソーシャルケア事業（S）に集中投資を図ることで、成長を加速していく方針のもと、カンボジア金融事業については、既に車両販売金融事業からの撤退を決定し、リース事業、マイクロ保険事業等の周辺事業についてもエクジットに向けた戦略の見直しを図って参りました。海外事業を統括するRJI社においても、成長領域への資源配分のために資産ポートフォリオの見直しを行った結果、同社の全株式を譲渡することが適切であると判断したためであります。

(4)事業分離日

2024年11月7日（みなし譲渡日は2024年10月1日）

(5)法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

2.実施した会計処理の概要

(1)移転損益の金額

関係会社株式売却益 80,330千円

(2)移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	55,526 千円
固定資産	35,036 千円
資産合計	90,563 千円
流動負債	61,389 千円
固定負債	128,856 千円
負債合計	190,245 千円

(3)会計処理

譲渡した株式の連結上の帳簿価額と譲渡価額との差額を「関係会社株式売却益」として特別利益に計上しております。

3.分離した事業が含まれていた報告セグメントの名称

その他

4.当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

みなし譲渡日が2024年10月1日であるため、該当事項はありません。

（子会社株式の譲渡）

当社は、当社の連結子会社であるRENET JAPAN (CAMBODIA) CO.,LTD.（本社：カンボジア王国、以下「RJC社」）の発行済全株式を日本でPR事業を行い今後海外にて投資事業を展開する個人に譲渡し、RJC社を連結の範囲から除外しております。

1.事業分離の概要

(1)分離先企業の名称

個人1名（資本関係や人的関係、取引関係はなく、関連当事者にも該当していません。）

(2)分離した事業の内容

車両販売金融事業

(3)事業分離を行った主な理由

当社は、新たな成長戦略として「ESモデル」を掲げ、小型家電リサイクル事業（E）と、ソーシャルケア事業（S）に集中投資を図ることで、成長を加速していく方針のもと、カンボジア金融事業については、既に車両販売金融事業からの撤退を決定し、リース事業、マイクロ保険事業等の周辺事業についてもエクジットに向けた戦略の見直しを図って参りました。車両販売金融事業を展開するRJC社においても、成長領域への資源配分のために資産ポートフォリオの見直しを行った結果、同社の全株式を譲渡することが適切であると判断したためであります。

(4)事業分離日

2024年12月24日（みなし譲渡日は2024年10月1日）

(5)法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

2.実施した会計処理の概要

(1)移転損益の金額

関係会社株式売却損 400,248千円

(2)移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	110,880 千円
固定資産	9,689 千円
資産合計	120,569 千円

流动负债	30,364 千円
固定负债	292,658 千円
负债合計	323,022 千円

(3)会計処理

譲渡した株式の連結上の帳簿価額と譲渡価額との差額を「関係会社株式売却損」として特別損失に計上しております。

3. 分離した事業が含まれていた報告セグメントの名称
その他

4. 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額
みなしひ譲渡日が2024年10月1日であるため、該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

単位 : 千円

	報告セグメント			その他 (注1)	合計
	リユース・ リサイクル事 業	ソーシャル ケア事業	計		
リユース	5,379,161	-	5,379,161	-	5,379,161
小型家電 リサイクル	2,438,789	-	2,438,789	-	2,438,789
障がい福祉	-	2,688,911	2,688,911	-	2,688,911
人材送り出し	-	129,782	129,782	-	129,782
海外金融	-	-	-	37,687	37,687
顧客との契約か ら生じる収益	7,817,951	2,818,694	10,636,645	37,687	10,674,333
その他の収益 (注2)	-	-	-	1,002,631	1,002,631
外部顧客への 営業収益	7,817,951	2,818,694	10,636,645	1,040,319	11,676,964

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、海外金融事業等を含んであります。

2. その他の収益には、営業貸付収益、リース取引収益、保険引受収益等が含まれております。

当連結会計年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

単位 : 千円

	報告セグメント			その他 (注1)	合計
	リユース・ リサイクル事 業	ソーシャル ケア事業	計		
リユース	5,756,610	-	5,756,610	-	5,756,610
小型家電 リサイクル	2,694,254	-	2,694,254	-	2,694,254
障がい福祉	-	1,785,567	1,785,567	-	1,785,567
人材送り出し	-	172,571	172,571	-	172,571
海外金融	-	-	-	-	-
顧客との契約か ら生じる収益	8,450,864	1,958,138	10,409,003	-	10,409,003
その他の収益 (注2)	-	-	-	3,145	3,145
外部顧客への 営業収益	8,450,864	1,958,138	10,409,003	3,145	10,412,149

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、海外金融事業等を含んであります。

2. その他の収益には、リース取引収益等が含まれております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

単位：千円

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	959,706	943,298
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	943,298	931,242
契約資産（期首残高）	-	-
契約資産（期末残高）	-	-
契約負債（期首残高）	298,437	405,268
契約負債（期末残高）	405,268	106,624

契約負債は、リユース・リサイクル事業及びソーシャルケア事業における顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取崩しております。

当連結会計年度において認識された収益の額のうち、期首時点の契約負債に含まれていた額は405,268千円であります。

過去の期間に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、製品・サービス別のセグメントから構成されており、「リユース・リサイクル事業」「ソーシャルケア事業」の2つの報告セグメントとしてあります。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

リユース・リサイクル事業

当事業は、循環型社会の形成に向けた事業展開を行うため、リユース事業及びリサイクル事業に取り組んであります。リユース事業では、NETOFFブランドで自社サイトを開設し、インターネットを通じてユーザーから中古本・CD・DVD・ゲームソフト・ブランド品・貴金属・フィギュアなど多様な商品の買取申込を受け付け、対象商品を宅配便で集荷後、査定額を指定口座に支払う宅配買取と、自社で運営するインターネット中古書店等を通じてインターネット販売を行う、宅配便を活用した利便性の高い、且つインターネットに特化した非対面・非リアルの宅配買取・販売サービスを顧客に提供するものであります。リユース業界においては、当社が取り扱うメディア・ホビー商材のカテゴリーは実店舗を通じた買取・購入形態からインターネットによる買取・購入形態への移行が加速しており、同カテゴリーにおけるネット市場は今後も成長が続いている見通しにあります。

小型家電リサイクル事業では、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の認定事業者免許をインターネットと宅配便を活用した回収スキームにて取得しており、全国748の自治体（2025年11月1日現在）との広範な連携を軸に行政サービスの一環としてサービスを提供する独自の事業モデルを構築しております。同事業は、ユーザーからのインターネット申込により、不用となった使用済小型電子機器等を宅配便で直接回収するとともに、パソコンや携帯電話を廃棄する際の情報漏えいを懸念するユーザー向けのデータ消去サービス等オプションサービスを有償で提供、また回収した使用済小型電子機器等からの再生可能資源を再資源化事業者へ売却又は再利用可能品としてリユース販売するインターネットプラットフォーム型のサービスを提供しております。同事業においては更に回収量を拡大させるべく、自治体との連携とメディアを通じたマーケティング戦略の強化によるサービス認知度や利用率の向上を強化するとともに、大手メーカー・小売業者との提携による回収ネットワークの仕組み化を拡大してきました。

ソーシャルケア事業

2020年から障がい者の社会的自立の支援として、生活基盤の構築と就労機会の拡大を目指すため、障がい者向けグループホームの運営を展開して参りました。当該事業で培ったノウハウと全国の自治体と繋がったリサイクルのネットワークを活かし、今後は、障がい福祉事業のストック型事業基盤拡大の一環として障がい福祉と医療を組み合わせた医療的ケア対応型グループホーム（「リビットホーム＆ナース」）の直営展開を中心とした新業態での成長戦略を基軸に据えて参ります。

人材送出し事業は、日本国内での旺盛な求人需要も背景として拡大施策に取り組んできており、当期では127名の技能実習生を送り出しました。海外人材の送出し事業は、日本の就業人口の減少に伴う求人需要と、日本での高度な技能習得や就労によるキャリアアップ機会により帰国後の母国の経済発展に資する人材育成を図る事業であり、国際的・社会的意義の高さとともに、中長期的にも大幅に市場が拡大していくものと予想しております。特に、当社はソーシャルケア事業における福祉分野の事業拡大に合わせ、今後ますます深刻化する国内の介護人材の不足に対応する観点で、福祉領域特化型人材送出し事業を、今後の海外事業における成長の基軸と位置づけ、体制強化や取り組み市場拡大を含め積極的な事業展開に取り組んであります。

その他

当事業は、カンボジアにおける「貧困層・弱者向け」の「生活基盤となる事業性」資金を供給しソーシャルインクルージョン（社会的包摶）として社会貢献する基本方針に沿いマイクロファイナンス事業を中心に事業を展開して参りましたが、既に海外金融事業からのエグジット方針を策定し、当該方針に従い海外金融事業からの撤退を進めております。

2. 報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。
セグメント間の内部営業収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他	調整額 (注)1	連結損益 計算書計上額 (注)2
	リユース・リサイクル事業	ソーシャルケア事業	計			
営業収益						
外部顧客への営業収益	7,817,951	2,818,694	10,636,645	1,040,319	-	11,676,964
セグメント間の内部営業収益又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	7,817,951	2,818,694	10,636,645	1,040,319	-	11,676,964
セグメント利益又はセグメント損失()	862,718	575,234	287,483	671,194	879,739	1,263,450
セグメント資産	1,630,166	4,625,964	6,256,130	495,356	1,698,349	8,449,837
その他の項目						
減価償却費	115,221	113,173	228,394	44,753	32,871	306,019
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	264,831	1,316,482	1,581,314	34,557	19,828	1,635,700

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

- (1)セグメント利益又はセグメント損失()の調整額 879,739千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、その主なものは、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- (2)セグメント資産の調整額1,698,349千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない管理部門に係る資産等であります。
- (3)減価償却費の調整額32,871千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係る減価償却費であります。

2. セグメント利益又はセグメント損失()は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

(単位 : 千円)

	報告セグメント			その他	調整額 (注) 1	連結損益 計算書計上額 (注) 2
	リユース・リサイクル事業	ソーシャルケア事業	計			
営業収益						
外部顧客への営業収益	8,450,864	1,958,138	10,409,003	3,145	-	10,412,149
セグメント間の内部営業収益又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	8,450,864	1,958,138	10,409,003	3,145	-	10,412,149
セグメント利益又はセグメント損失()	1,082,808	97,347	1,180,155	33,018	845,923	301,213
セグメント資産	1,826,409	2,876,774	4,703,183	49,370	2,290,140	7,042,694
その他の項目						
減価償却費	141,313	87,444	228,758	-	16,149	244,908
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	258,546	344,328	602,874	-	14,839	617,714

(注) 1 . 調整額は、以下のとおりであります。

(1)セグメント利益又はセグメント損失()の調整額 845,923千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、その主なものは、報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2)セグメント資産の調整額2,290,140千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない管理部門に係る資産等であります。

(3)減価償却費の調整額16,149千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係る減価償却費であります。

2 . セグメント利益又はセグメント損失()は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント区分と同一のため記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	カンボジア	合計
10,506,862	1,170,101	11,676,964

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	カンボジア	合計
2,417,541	15,130	2,432,671

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、連結損益計算書の営業収益10%以上を占める相手がいないため、記載はありません。

当連結会計年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント区分と同一のため記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	カンボジア	合計
10,236,432	175,717	10,412,149

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	カンボジア	合計
1,779,465	9,541	1,789,007

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、連結損益計算書の営業収益10%以上を占める相手がいないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

(単位：千円)

	リユース・リサイクル事業	ソーシャルケア事業	合計
減損損失	-	31,824	31,824

当連結会計年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

(単位：千円)

	リユース・リサイクル事業	ソーシャルケア事業	合計
減損損失	-	-	-

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

(単位：千円)

	リユース・リサイクル事業	ソーシャルケア事業	調整額（注）	合計
当期償却額	-	5,853	70,088	75,942
当期末残高	-	5,434	390,399	395,833

当連結会計年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

(単位：千円)

	リユース・リサイクル事業	ソーシャルケア事業	調整額（注）	合計
当期償却額	-	290	61,151	61,441
当期末残高	-	-	271,160	271,160

(注)「調整額」の金額は、セグメントに帰属しないのれんに係る金額であります。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年10月 1日 至 2024年 9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月 1日 至 2025年 9月30日)
1 株当たり純資産額	17.55円	67.22円
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 ()	148.23円	34.06円
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	-	33.18円

(注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりあります。

項目	前連結会計年度 (自 2023年10月 1日 至 2024年 9月30日)	当連結会計年度 (自 2024年10月 1日 至 2025年 9月30日)
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失 ()		
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 () (千円)	1,882,722	497,425
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失 () (千円)	1,882,722	497,425
普通株式の期中平均株式数 (株)	12,701,314	14,602,585
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数 (株)	-	388,626
(うち新株予約権 (株))	-	(388,626)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)
(資本性劣後ローンによる資金調達)

当社は、2025年10月27日の取締役会において、劣後特約付金銭消費貸借契約（以下「本資本性劣後ローン」といいます。）による20億円の資金調達を行うことを決議いたしました。

1. 借入の理由

当社グループでは、小型家電リサイクル事業において全国の小中学校に「1人1台」のGIGAスクール構想として導入された大量の端末が更新される特需が控えており、2026年9月期及び2027年9月期につきましてはGIGAスクール端末の回収台数が急増する見込みであります。

このような事業環境下で、GIGAスクール端末の回収に係る特需を活かした小型家電リサイクル事業の更なる成長加速を図るとともに、資金調達方法の多様化による中長期的な財務基盤の強化を目的として本資本性劣後ローンによる資金調達の実行を決定いたしました。本資本性劣後ローンの資金使途は、主にGIGAスクール端末の回収に係る仕入資金であり、本資本性劣後ローンを調達することによって当分の間の仕入資金を確保することが可能となります。

2. 本資本性劣後ローンの特徴

今回の本資本性劣後ローンによる債務については金融機関の資産査定上、自己資本とみなすことができます。そのため、当社株式を希薄化することなく実質的に資本増強効果が得られ、財務の健全性を高めることができます。

3. 本資本性劣後ローンの概要

借入先	MUFG ストラテジック・インベストメント1号投資事業有限責任組合
借入金額	20億円
資金使途	GIGAスクール端末の回収に係る仕入資金 等
借入利息	固定金利
借入実行日	2025年10月31日
返済日	2030年11月30日
担保及び保証の内容	無担保・無保証

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
リネットジャパングループ 株式会社	第7回無担保社債	2020年 3月13日	10,000 (10,000)	- (-)	0.5	なし	2025年 3月13日
リネットジャパングループ 株式会社	第8回無担保社債	2020年 7月27日	20,000 (20,000)	- (-)	0.2	なし	2025年 7月25日
S C J 株式会社	第1回無担保社債	2021年 6月30日	20,000 (10,000)	10,000 (10,000)	0.1	なし	2026年 6月30日
S C J 株式会社	第2回無担保社債	2021年 7月30日	29,000 (7,000)	22,000 (7,000)	0.3	なし	2028年 7月28日
合計	-	-	79,000 (47,000)	32,000 (17,000)	-	-	-

(注) 1. ()内書は、1年以内の償還予定額であります。

2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
17,000	7,000	8,000	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	2,011,126	1,941,666	1.6%	-
1年以内に返済予定の長期借入金	396,604	209,845	1.2%	-
1年以内に返済予定のリース債務	109,436	70,232	1.5%	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	429,094	588,308	1.2%	2026年～2037年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	3,553,560	1,884,290	1.5%	2026年～2055年
合計	6,499,821	4,694,342	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	228,915	106,934	92,004	83,234
リース債務	59,218	60,221	60,232	60,518

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	中間連結会計期間	第 3 四半期	当連結会計年度
営業収益 (千円)	2,652,537	5,221,949	7,866,508	10,412,149
税金等調整前中間(当期) (四半期)純利益 (千円)	60,360	187,253	231,242	463,588
親会社株主に帰属する中間 (当期)(四半期)純利益 (千円)	26,098	151,490	173,430	497,425
1 株当たり中間(当期) (四半期)純利益 (円)	1.79	10.37	11.88	34.06

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり四半期純利益 (円)	1.79	8.59	1.50	22.19

(注)当社は、第1四半期及び第3四半期について金融商品取引所の定める規則により四半期に係る財務情報を作成しておりますが、当該四半期に係る財務情報に対する期中レビューは受けしておりません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位 : 千円)

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	334,433	145,813
売掛金	3 340,089	3 460,540
貯蔵品	947	8,675
前渡金	8,579	-
前払費用	37,355	71,281
関係会社短期貸付金	743,292	1,286,614
立替金	3 312,382	3 286,211
未収入金	3 72,114	3 214,059
その他	3 14,261	3 4,144
貸倒引当金	22,064	2,500
流動資産合計	1,841,392	2,474,841
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	45,876	42,559
工具、器具及び備品(純額)	18,277	17,869
リース資産(純額)	7,771	5,509
その他	2,046	1,858
有形固定資産合計	2 73,972	2 67,796
無形固定資産		
商標権	1,495	3,367
ソフトウェア	1,012	234
その他	449	449
無形固定資産合計	2,958	4,052
投資その他の資産		
投資有価証券	104,361	1 145,464
関係会社株式	1,308,018	1,223,850
出資金	7,000	7,000
長期貸付金	3 414,644	479,528
デリバティブ債権	-	133,156
長期預け金	-	299,936
長期前払費用	4,558	9,843
繰延税金資産	271,800	370,665
その他	212,710	3 303,468
貸倒引当金	348,034	385,730
投資その他の資産合計	1,975,058	2,587,184
固定資産合計	2,051,989	2,659,033
繰延資産		
株式交付費	2,383	599
社債発行費	560	-
繰延資産合計	2,943	599
資産合計	3,896,325	5,134,474

(単位 : 千円)

	前事業年度 (2024年 9月30日)	当事業年度 (2025年 9月30日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	3, 4 2,012,000	1, 3, 4 1,941,666
1年内償還予定の社債	30,000	-
1年内返済予定の長期借入金	332,772	1 158,869
リース債務	2,080	1,874
未払金	3 197,721	3 546,727
未払費用	189,966	185,172
未払消費税等	-	64,641
未払法人税等	12,559	11,403
関係会社短期借入金	274,637	144,551
預り金	11,178	12,431
賞与引当金	71,844	87,475
その他	3 133,882	3 144,675
流動負債合計	3,268,642	3,299,489
固定負債		
長期借入金	151,911	3 303,927
関係会社長期借入金	-	165,256
リース債務	5,748	3,749
その他	206	-
固定負債合計	157,865	472,933
負債合計	3,426,507	3,772,423
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,249,973	1,250,535
資本剰余金		
資本準備金	335,182	335,744
資本剰余金合計	335,182	335,744
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,143,879	279,970
利益剰余金合計	1,143,879	279,970
自己株式	94	120
株主資本合計	441,182	1,306,189
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	5,469	21,724
評価・換算差額等合計	5,469	21,724
新株予約権	34,104	34,137
純資産合計	469,818	1,362,051
負債純資産合計	3,896,325	5,134,474

【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
営業収益	1 848,123	1 1,277,640
営業費用	2 795,476	2 783,590
営業利益	52,646	494,049
営業外収益		
受取利息	1 23,234	1 13,474
為替差益	-	16,287
助成金収入	6,537	7,508
デリバティブ評価益	-	133,156
その他	1 6,706	1 26,185
営業外収益合計	36,478	196,612
営業外費用		
支払利息	1 23,577	1 42,152
株式交付費	2,483	1,783
支払手数料	7,323	2,304
為替差損	15,348	-
貸倒引当金繰入額	10,000	37,696
その他	1,510	5,245
営業外費用合計	60,243	89,182
経常利益	28,881	601,479
特別利益		
固定資産売却益	4,177	-
受取保険金	10,000	-
関係会社株式売却益	-	156,000
その他	-	102
特別利益合計	14,177	156,102
特別損失		
海外金融事業に係る臨時損失	192,687	-
関係会社株式売却損	945,880	-
貸倒引当金繰入額	113,690	-
関係会社清算損	1,278	-
特別損失合計	1,253,537	-
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	1,210,478	757,582
法人税、住民税及び事業税	3,577	2,280
法人税等調整額	63,022	108,607
法人税等合計	66,599	106,326
当期純利益又は当期純損失()	1,143,879	863,908

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）

(単位：千円)

資本金	株主資本					
	資本剰余金			利益剰余金		
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	1,718,666	492,540	-	492,540	1,125,997	1,125,997
当期変動額						
資本金から資本剰余金への振替	718,666		718,666	718,666		
資本剰余金から利益剰余金への振替		407,331	718,666	1,125,997	1,125,997	1,125,997
新株の発行（第三者割当増資）	249,973	249,973		249,973		
新株の発行（新株予約権の行使）						
当期純損失（）					1,143,879	1,143,879
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	468,693	157,357	-	157,357	17,881	17,881
当期末残高	1,249,973	335,182	-	335,182	1,143,879	1,143,879

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	94	1,085,114	5,877	5,877	7,759	1,086,997
当期変動額						
資本金から資本剰余金への振替		-				-
資本剰余金から利益剰余金への振替		-				-
新株の発行（第三者割当増資）		499,947				499,947
新株の発行（新株予約権の行使）						
当期純損失（）		1,143,879				1,143,879
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			408	408	26,345	26,753
当期変動額合計	-	643,932	408	408	26,345	617,179
当期末残高	94	441,182	5,469	5,469	34,104	469,818

当事業年度（自 2024年10月1日 至 2025年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	1,249,973	335,182	-	335,182	1,143,879	1,143,879
当期変動額						
資本金から資本剰余金への振替						
資本剰余金から利益剰余金への振替						
新株の発行（第三者割当増資）						
新株の発行（新株予約権の行使）	562	562		562		
当期純利益					863,908	863,908
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	562	562	-	562	863,908	863,908
当期末残高	1,250,535	335,744	-	335,744	279,970	279,970

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	94	441,182	5,469	5,469	34,104	469,818
当期変動額						
資本金から資本剰余金への振替						
資本剰余金から利益剰余金への振替						
新株の発行（第三者割当増資）						
新株の発行（新株予約権の行使）		1,124				1,124
当期純利益		863,908				863,908
自己株式の取得	25	25				25
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			27,193	27,193	32	27,226
当期変動額合計	25	865,007	27,193	27,193	32	892,233
当期末残高	120	1,306,189	21,724	21,724	34,137	1,362,051

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(3) デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務

時価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得の建物附属設備及び構築物は定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～24年

構築物 10～20年

機械及び装置 12年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 2～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法を採用しております。

4. 繰延資産の処理方法

(1) 株式交付費

3年間で均等償却しております。

(2) 社債発行費

社債の償却期間にわたり均等償却しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、当事業年度負担額を計上しております。

7. 収益及び費用の計上基準

当社は、連結子会社へ経営指導を行っており、当該連結子会社に対し経営・企画等の指導を行うことを履行義務として識別しております。当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、契約期間にわたって均等按分し、収益を認識しております。

履行義務の対価は、履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の処理

ヘッジの会計方法

金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の利息

ヘッジ方針

当社は、借入金の金利変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(2) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(重要な会計上の見積り)

(1) 関係会社株式の評価

当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
関係会社株式	1,308,018	1,223,850

識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、関係会社株式の評価において、各社の株式の実質価額と取得原価を比較し、50%以上の下落が生じている場合は、回復可能性があると認められる場合を除いて減損処理を行っております。

関係会社株式の実質価額は、各関係会社の純資産相当額に基づいて算出しております。また、回復が見込めるか否かについては、過去の実績データ、業界の動向等を織り込んだグループ各社の将来予測に基づいて判断しており、当該予測には重要な仮定として売上高成長率を含んでおります。

実質価額が50%以上下落した場合に行う回復可能性の検討は経営者の最善の見積りによって決定されておりますが、将来の経済情勢や経営環境の著しい変化などにより影響を受ける可能性があります。経済情勢等の著しい変化により、仮定の見直しが必要となった場合には、翌事業年度の財務諸表に影響を与える可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	271,800	370,665

識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社では、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に基づき、繰延税金資産の回収可能性の検討を行っております。当事業年度末において将来の合理的な見積可能期間の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づいて、回収可能な将来減算一時差異を繰延税金資産に計上しております。

繰延税金資産の回収可能性は、当社の事業計画を基礎として見積っておりますが、当該事業計画は、将来の経済情勢や経営環境の著しい変化などによる重要な不確実性を考慮に入れた一定の仮定のもとで判断しております。

上記の仮定は経営者の最善の見積りによって決定されておりますが、将来の経済情勢や経営環境の著しい変化により、仮定の見直しが必要となった場合には、翌事業年度の財務諸表に影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準)等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

1 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

	前事業年度 (2024年 9月30日)	当事業年度 (2025年 9月30日)
投資有価証券	- 千円	55,800千円
担保に係る債務		
	前事業年度 (2024年 3月31日)	当事業年度 (2025年 3月31日)
短期借入金	- 千円	500,000千円
1年内返済予定長期借入金	-	10,019

2 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年 9月30日)	当事業年度 (2025年 9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	143,243千円	158,150千円

(注) 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

3 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2024年 9月30日)	当事業年度 (2025年 9月30日)
金銭債権	1,100,344千円	974,449千円
金銭債務	192,994	701,813

4 当社は、資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントラインに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年 9月30日)	当事業年度 (2025年 9月30日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	2,050,000千円	1,650,000千円
借入実行残高	1,950,000	1,650,000
差引額	100,000	-

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
--	---	---

営業取引による取引高

営業収益	848,123千円	1,277,640千円
営業取引以外の取引による取引高	31,493	20,581

2 営業費用のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)	当事業年度 (自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)
荷造運搬費	2,068千円	1,694千円
広告宣伝費	22,688	33,195
支払手数料	199,567	180,813
役員報酬	66,660	66,560
給料及び手当	199,421	225,872
賞与引当金繰入額	70,015	85,139
減価償却費	14,878	14,968

(有価証券関係)

前事業年度(2024年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額は関係会社株式1,308,018千円)は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

当事業年度(2025年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額は関係会社株式1,223,850千円)は、市場価格のない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	183,874千円	1,106,203千円
未払事業税	3,354	2,726
賞与引当金	29,186	26,303
関係会社株式評価損	1,124,513	28,092
貸倒引当金	74,094	120,196
その他	15,324	35,695
繰延税金資産小計	1,430,347	1,319,218
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	31,653	762,548
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,126,894	176,261
評価性引当額小計	1,158,547	938,810
繰延税金資産合計	271,800	380,407
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	-	9,742
繰延税金負債合計	-	9,742
繰延税金資産の純額	271,800	370,665

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年9月30日)	当事業年度 (2025年9月30日)
法定実効税率	-	30.1%

	前事業年度 (2024年 9月30日)	当事業年度 (2025年 9月30日)
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	0.3
住民税均等割	-	0.3
評価性引当額の増減	-	43.9
その他	-	0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	14.0

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年10月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.1%から31.0%に変更し計算しております。

この税率変更による影響は軽微であります。

4. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日)に従っております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(重要な会計方針)7.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引 当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	66,680	1,475	-	68,156	25,596	4,792	42,559
工具、器具及び備品	61,220	7,443	-	68,664	50,794	6,553	17,869
リース資産	87,269	-	-	87,269	81,759	2,262	5,509
その他	2,046	5,211	5,399	1,858	-	-	1,858
有形固定資産計	217,215	14,130	5,399	225,947	158,150	13,609	67,796
無形固定資産							
商標権	12,023	2,453	-	14,476	11,108	581	3,367
ソフトウェア	576,653	-	-	576,653	576,418	778	234
その他	449	-	-	449	-	-	449
無形固定資産計	589,126	2,453	-	591,579	587,527	1,359	4,052

(注) 1. 「当期首残高」及び「当期末残高」は取得原価により記載しております。

2. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品 通信設備 3,850千円

3. 有形固定資産のうち「その他」は建設仮勘定であります。

4. 無形固定資産のうち「その他」は電話加入権であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	370,098	37,696	19,564	388,230
賞与引当金	71,844	87,475	71,844	87,475

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎年12月
基準日	毎事業年度末の最終日
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 毎事業年度末の最終日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	-
株主名簿管理人	-
取次所	-
買取手数料	-
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。当社の公告掲載URLは以下のとおりであります。 公告掲載URL https://corp.renet.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から本書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第25期）（自 2023年10月1日 至 2024年9月30日）2024年12月23日東海財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2024年12月23日東海財務局長に提出

(3) 半期報告書及び確認書

（第26期中）（自 2024年10月1日 至 2025年3月31日）2025年5月15日東海財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2024年11月24日東海財務局に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4（監査公認会計士等の異動）に基づく臨時報告書であります。

2024年12月24日東海財務局に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年12月25日

リネットジャパングループ株式会社
取締役会御中

監査法人アリア
東京都港区

代表社員
業務執行社員 公認会計士 茂木秀俊

代表社員
業務執行社員 公認会計士 山中康之

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているリネットジャパングループ株式会社の2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リネットジャパングループ株式会社及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認められる。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

自社株価予約取引の会計処理及び開示の検討	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
注記事項（デリバティブ取引関係）に記載のとおり、会社は当連結会計年度において自社株価予約取引を実施し、その結果としてデリバティブ評価益133,156千円を計上している。当該取引は資本政策・株主還元策として重要性が高く、取引条件の設定や会計処理の妥当性に経営者の判断が大きく関与している。 自社株価予約取引に係る会計処理及び開示は、財務諸表利用者の意思決定に影響を与える可能性があるため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、自社株価予約取引の会計処理及び開示の妥当性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。 <ul style="list-style-type: none">・取締役会議事録及び関連資料を精査し、資本政策上の位置づけや株主還元策としての合理性を確認した。・契約書を閲覧し、取引条件が市場慣行や公正な取引環境に照らして適切であるかを検討し、デリバティブ評価益の計上方法が金融商品会計基準に準拠しているかを検証した。・経営者との協議を通じて、取引条件設定における判断の根拠を把握し、その合理性を評価するとともに、注記事項における開示が十分であるかを検証した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表監査に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、リネットジャパングループ株式会社の2025年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、リネットジャパングループ株式会社が2025年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するため、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年12月25日

リネットジャパングループ株式会社
取締役会御中

監査法人アリア
東京都港区

代表社員
業務執行社員 公認会計士 茂木秀俊

代表社員
業務執行社員 公認会計士 山中康之

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているリネットジャパングループ株式会社の2024年10月1日から2025年9月30日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リネットジャパングループ株式会社の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

自社株価予約取引の会計処理及び開示の検討

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（自社株価予約取引の会計処理及び開示の検討）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。